

# 津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策

平成 30 年 3 月  
国土交通省

(評価書の要旨)

テーマ名	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策	担当課 (担当課長名)	総合政策局参事官(社会資本整備) (参事官:小善真司) 水管理国土保全局河川環境課水防企画室 (室長:西澤賢太郎) 水管理・国土保全局保全課海岸室 (室長:内藤正彦) 都市局都市安全課 (課長:阪口進一) 都市局都市計画課 (課長:宇野善昌) 都市局市街地整備課 (課長:徳永幸久) 住宅局市街地建築課 (課長:平松幹朗)
評価の目的、必要性	将来起こりうる津波災害の防止・軽減を図るためには、津波防災地域づくりに関する法律等に基づくハード・ソフトの施策により、津波防災地域づくりの総合的な推進を図る必要がある。 そこで、本政策レビューでは、同法に基づく施策のより一層の推進を図るため、同政策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策の実施状況や効果について評価を行い、今後の施策に反映させることを目的とする。		
対象政策	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策を対象とする。		
政策の目的	将来起こりうる最大クラスの津波を想定し、全国において津波防災地域づくりの総合的な推進を図ることで、津波災害の防止・軽減を図る。		
評価の視点	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策(津波浸水想定の設定、推進計画の作成、警戒区域の指定)の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策について、それぞれの実施状況等から評価を行う。		
評価手法	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策等に関し、都道府県・市町村等より聴取した情報等を基にして評価を行う。		
評価結果	<p>○津波浸水想定の設定 関係 津波防災地域づくりの基本となる津波浸水想定の設定に関し、国が行う支援策について評価を行う。 津波浸水想定の前提となる基礎調査に関してはすべての都道府県(津波の影響のない内陸部の県を除く。)について完了しているところ。 平成30年3月現在、津波浸水想定の設定に関しては、津波の影響を受ける可能性のある40都道府県のうち、33道府県において、設定が完了しているところ。残り7都県のうち、2県においては今年度中に津波浸水想定の設定が予定されるなど、着実に実施されているところ。残りの都県・地域についても早期に設定がなされるよう引き続き支援を実施していく予定。</p> <p>○推進計画の作成 関係 様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの総合的な推進を図るための計画として、推進計画は重要である。国土交通省では、推進計画の作成主体である市町村に対して、説明会・研修の開催、「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」の策定等の支援策を講じて</p>		

	<p>いるところであり、その実施状況等について今般評価を行う。</p> <p>平成 29 年 9 月現在、津波の影響を受ける可能性のある 680 市町村に聞き取りを行ったところ、推進計画の作成を検討中の市町村は全国で約 180 に達するなど、推進計画の作成に向けた機運は着実に高まっており、説明会の開催等のこれまでの国の支援策については一定の成果が見られる。</p> <p>他方、検討中であるものの推進計画の作成までには至っていない市町村等からは、計画のイメージや作成手順がわからない等の意見が挙がっており、今後は計画の作成の意義や手順等について、既存の事例も踏まえながら、効果的に周知を図っていくこと等が必要。</p> <p>○警戒区域の指定 関係</p> <p>津波浸水想定を踏まえ、警戒区域の指定を進めることにより、地域の津波に対する警戒避難体制の整備等を行っていくことは重要である。国土交通省では、都道府県や市町村に対して、説明会等の開催や「水害ハザードマップ作成の手引き」の公表等の支援策を講じているところであり、その実施状況等について今般評価を行う。</p> <p>平成 30 年 3 月 5 日現在、津波浸水想定の設定が完了した 33 道府県（津波の影響を受ける可能性のあるのは 40 都道府県）のうち 6 府県において、津波災害警戒区域の指定の実績がある。また、2 県において警戒区域の指定に向けて具体的な検討を行っており、説明会の開催等のこれまでの国の支援策については一定の成果が見られる。</p> <p>他方、警戒区域の指定にあたり、市町村等の関係者との調整や警戒区域の持つイメージを課題として挙げる都道府県が多く、今後は警戒区域を指定した自治体における対応や指定による効果等の先行事例をまとめ、全国の自治体に向けて周知を図っていくこと等が必要。</p>
政策への反映の方向	<p>評価結果と国土交通省政策評価会から頂いたご指摘を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策について見直し等を図っていく。</p>
第三者の知見の活用	<p>国土交通省政策評価会における、本テーマに対する意見及び個別指導の助言等を活用する。</p>
実施時期	平成 28 年度～平成 29 年度

# 目 次

第1章 評価の概要	1
1.1 評価の目的、必要性	
1.2 対象政策	
1.3 評価の視点	
1.4 評価手法	
1.5 第三者の知見の活用	
第2章 津波防災地域づくりに関する法律の概要	5
2.1 津波防災地域づくりに関する法律の沿革	
2.2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策	
第3章 基礎調査の取組状況と津波浸水想定を取組状況・評価結果	12
3.1 評価の視点	
3.2 評価の手法	
3.3 評価の結果	
第4章 推進計画の取組状況と評価結果	16
4.1 評価の視点	
4.2 評価の手法	
4.3 評価の結果	
第5章 警戒区域の取組状況と評価結果	41
5.1 評価の視点	
5.2 評価の手法	
5.3 評価の結果	
第6章 評価結果と今後の方向性	60
6.1 評価結果	
6.2 今後の方向性	

# 第1章 評価の概要

## 1.1 評価の目的、必要性

将来起こりうる津波災害の防止・軽減を図るためには、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）等に基づくハード・ソフトの施策により、津波防災地域づくりの総合的な推進を図る必要がある。

そこで、本政策レビューでは、同法に基づく施策のより一層の推進を図るため、同施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策の実施状況や効果について評価を行い、評価結果を今後の施策に評価結果を反映させることを目的とする。

## 1.2 対象政策

津波防災地域づくり法に基づく主な施策としては、基礎調査の実施、津波浸水想定の設定、推進計画の作成、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域（以下総称して「警戒区域」という。）の指定の4つがある。

本政策レビューは、4つの施策の実施の流れの違い、4つの施策における国と都道府県・市町村の役割の違いに留意して行う必要がある。

本法に基づく4つの施策の実施の流れは、以下のとおりである。

- ①都道府県が基礎調査を実施
- ②基礎調査の結果を踏まえ、都道府県が津波浸水想定を設定
- ③津波浸水想定を踏まえ、市町村は推進計画を作成、また都道府県は警戒区域を指定

このうち、①の都道府県による基礎調査の実施、②の津波浸水想定の設定は義務とされており、③の市町村による推進計画の作成及び都道府県による警戒区域の指定は、各自治体の任意とされている。

国の役割は、これらの施策の推進を図るため、都道府県・市町村が4つの施策を実施するに当たっての環境整備（都道府県・市町村に対する支援策）を実施することにある。

施策	役割			施策の実施の流れ		
	国	都道府県	市町村			
基礎調査	義務 ・都道府県による施策の実施に当たり、国が行う環境整備(都道府県・市町村への支援策)	・基礎調査の実施	—	1	都道府県による基礎調査の実施	
津波浸水想定	義務 ・都道府県による施策の実施に当たり、国が行う環境整備(都道府県・市町村への支援策)	・津波浸水想定の設定 ・津波浸水想定公表・周知		2	都道府県による基礎調査の実施	都道府県による津波浸水想定の設定
推進計画	任意 ・市町村による施策の実施に当たり、国が行う環境整備(都道府県・市町村への支援策)	・協議会への参加	・計画の作成に向けた協議会の設置・関係者との調整 ・推進計画の作成	3	都道府県による基礎調査の実施、津波浸水想定の設定	市町村による推進計画の作成
警戒区域	任意 ・都道府県・市町村による施策の実施に当たり、国が行う環境整備(都道府県・市町村への支援策)	・警戒区域の指定	・警戒避難体制の整備等(津波ハザードマップの作成、津波避難訓練の実施等)		都道府県による基礎調査の実施、津波浸水想定の設定	都道府県による警戒区域の指定

図 1-2-1 津波防災地域づくり法に基づく各施策における国・都道府県・市町村の役割と実施の流れ

国による都道府県・市町村への支援策には、各施策の実施に係る技術的な内容に関する助言（技術的支援）、担当職員の育成等を図るための支援（人的支援）の二つに大別される。具体的には、技術的支援としては、各施策の実施に係る手引きやガイドラインの策定等、人的支援としては、都道府県・市町村の担当職員向けの説明会や研修の実施等がある。

本政策レビューでは、津波防災地域づくり法に基づく施策（津波浸水想定の設定、推進計画の作成、警戒区域の指定）の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行うこれらの技術的支援や人的支援を評価の対象とする。なお、基礎調査については、津波の影響を受ける40都道府県全てで実施済みであり、これ以上の推進を図る必要性はないため、基礎調査の実施に対する国の支援策については、本政策レビューにおける評価の対象とはしないこととする。

なお、平成30年3月現在、津波浸水想定については、津波の影響を受ける40都道府県のうち33道府県において設定済みである。また、推進計画については、津波の影響を受ける可能性のある680市町村に聞き取りを行い、平成29年9月現在、9市町において作成済み・約180市町村において検討中である。さらに、津波災害警戒区域については、平成30年3月現在、津波浸水想定が設定された33道府県のうち6府県において指定の実績がある。



図 1-2-2 国と都道府県・市町村の役割を踏まえた評価対象の整理

### 1.3 評価の視点

津波防災地域づくりに関する法律に基づく主な施策（津波浸水想定の設定、推進計画の作成、警戒区域の指定）の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策の実施状況や効果について評価を行う。

### 1.4 評価手法

本政策レビューにおいては、津波防災地域づくり法に基づく施策等に関し、都道府県・市町村等から聴取した情報等を基にして評価を行う。

### 1.5 第三者の知見の活用

本政策レビューでは、第三者の知見の活用を図るため、国土交通省政策評価会（上山信一座長（慶應義塾大学総合政策学部教授）他）や、同評価会担当委員（佐藤主光委員（一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授）、田辺国昭委員（東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授））による個別指導において助言を頂いた。

表 1-5-1 国土交通省政策評価会委員

氏名	所属・役職
上山 信一	慶應義塾大学総合政策学部教授
加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
工藤 裕子	中央大学法学部教授
佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
白山 真一	有限責任監査法人トーマツ パートナー（公認会計士）
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授



## 第2章 津波防災地域づくりに関する法律の概要

### 2.1 津波防災地域づくりに関する法律の沿革

#### (1) 東日本大震災を踏まえた津波防災対策の基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、それまでの想定を大きく上回る地震・津波等により、広域にわたって甚大な被害をもたらした。「災害には上限がない」こと、津波災害に対する備えの必要性を多くの国民が改めて認識し、巨大な津波が発生した場合においても、「何としても人命を守る」ことの重要性が共有された。

この甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、政府の中央防災会議等では、今後の我が国の津波対策を構築するに当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定する必要性が示された。

- ・発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1）
- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2）

このうち、発生頻度の高い津波（L1）に対しては、引き続き、海岸保全施設等のハード整備を進めていくことが基本的な考え方とされた。他方、最大クラスの津波（L2）に対しては、ハード整備によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視する、いわゆる「減災」が基本的な考え方とされた。

#### 頻度の高い津波(L1)

**津波レベル** : 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

**基本的考え方** : 海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。

#### 最大クラスの津波(L2)

**津波レベル** : 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

**基本的考え方** : 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。

中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告(平成23年9月28日)をもとに作成

図 2-1-1 津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベル

## (2) 津波防災地域づくり法の成立とその基本理念

中央防災会議等で示された新たな津波防災対策の考え方を踏まえ、平成 23 年 7 月には、国土交通省に設置される社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会から、津波防災地域づくりについての一定の方向性を示す「津波防災まちづくりの考え方」が緊急提言された。

この緊急提言では、想定を超える最大クラスの津波（L2）を想定し、ハード・ソフト施策を総動員する多重防御により「減災」を目指すこと、一律的な土地利用規制でなく、立地場所の安全度等を踏まえ、地域の多様な実態・ニーズ等を反映させた柔軟な制度を構築すること等の必要性が示された。

これを受け、地域の実情、安全度等を踏まえた津波災害に強い地域づくりを推進するため、新たな法制度の検討が行われ、平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律」が成立した。

### 緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」の概要(平成23年7月6日)

#### 基本姿勢

- 今回のような想定を超える大規模な災害を想定し、「なんとしても人命を守る」という考え方により、ハード・ソフト施策を総動員して「減災」を目指す。  
※「減災」とは、人命を守りつつ、被害をできる限り軽減すること。
- また、「災害に上限はない」ことを今回の教訓とし、各種施策を講じた後も防災・減災のための取組を継続させる。

#### 新しい発想による防災・減災対策

- 防波堤・防潮堤による「一線防御」からハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」への転換。
- 土地利用規制について、一律的な規制でなく、立地場所の安全度等を踏まえ、地域の多様な実態・ニーズや施設整備の進ちょく状況等を反映させた柔軟な制度を構築。

地域の実情、安全度等を踏まえた津波災害に強い地域づくりを推進するため、**新たな法制度を検討**

(参考) 平成23年10月28日 第179回国会 野田内閣総理大臣(当時)所信表明演説(抜粋)

「今般の大震災で得た教訓をいかし、自然災害に強い地域づくりを被災地のみならず全国に広めていくため、**まずは、津波防災地域づくり法案の成立を図ります。**」

図 2-1-2 津波防災地域づくりに関する法律（津波防災地域づくり法）の制定の経緯

### (3) 津波防災地域づくり法の概要

「津波防災地域づくりに関する法律」は、将来起こり得る最大クラスの津波(L2)による災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な制度として創設された。この法律の概要は次のとおりである。

第一に、本法に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な方向性を示すため、国土交通大臣が基本指針を策定する。

第二に、都道府県が、基本指針に基づき、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況等に関して調査(基礎調査)を行う。

第三に、都道府県知事が、基本指針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえ、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深(津波浸水想定)を設定し、公表する。

第四に、基本指針に基づき、かつ津波浸水想定を踏まえ、市町村は津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成し、また都道府県は津波による警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域等を警戒区域として指定する。

なお、上記のうち第一から第三までの施策の実施については義務とされており、第四の施策の実施については任意とされている。

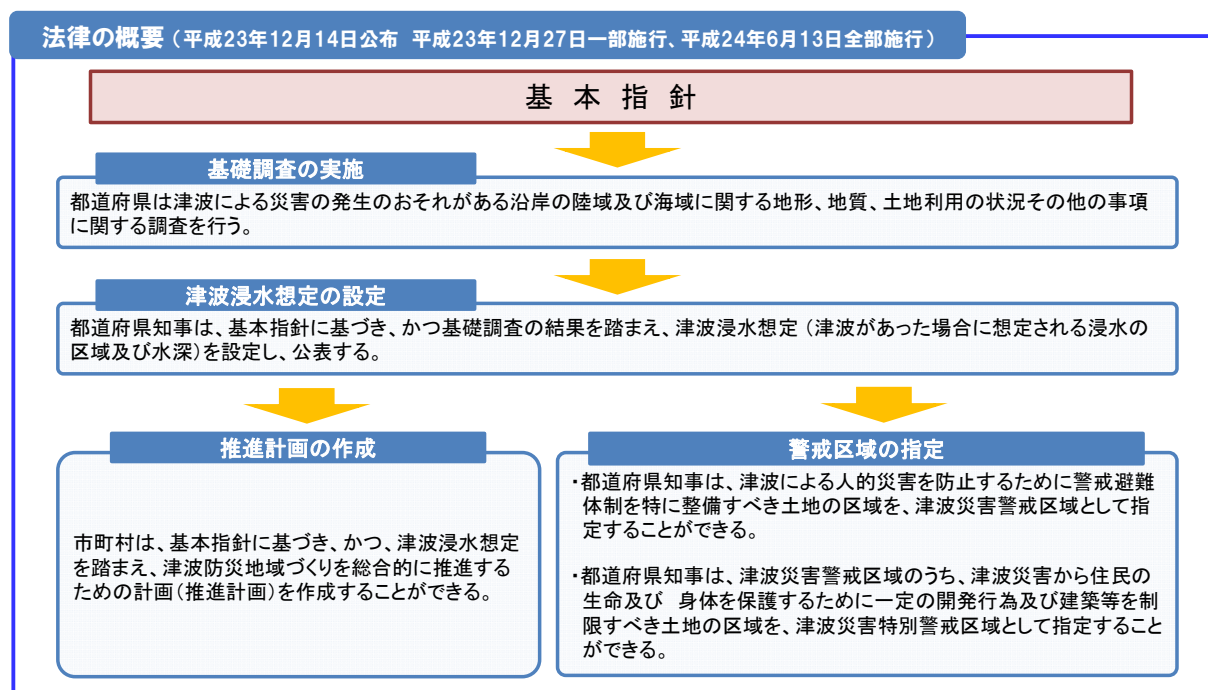


図 2-1-3 津波防災地域づくり法の概要

#### (4) 東日本大震災以前に制定された津波対策に係る法制度と津波防災地域づくり法との相違点

東日本大震災の発生以前より、大規模地震対策特別措置法や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等、津波防災に係る法制度は存在したが、以下のような点から、津波防災地域づくり法を創設する意義・必要性があった。

- ・東日本大震災以前に制定された法制度は比較的発生頻度の高い津波（L1）を想定しており、津波防災地域づくり法のように最大クラスの津波（L2）を想定した法制度は当時存在しなかった。
- ・東日本大震災以前に制定された法制度は、将来発生が予想される特定の津波・地域を想定・対象としているなど、津波防災地域づくり法のように全国どこでも起こりうる最大クラスの津波（L2）全般を想定・対象とする法制度ではなかった。
- ・東日本大震災以前に制定された法制度に基づく津波防災のための計画は、国・都道府県・市町村の各主体がそれぞれ策定することになっているなど、各主体が実施するハード・ソフトの施策を総動員させる総合的な計画ではなかった。
- ・東日本大震災以前に制定された法制度に基づく計画の策定等に当たって考慮されるのは防災の観点のみで、背後地における津波対策を検討するに当たって必要となる地域づくりの観点も考慮に入れる法制度は存在しなかった。

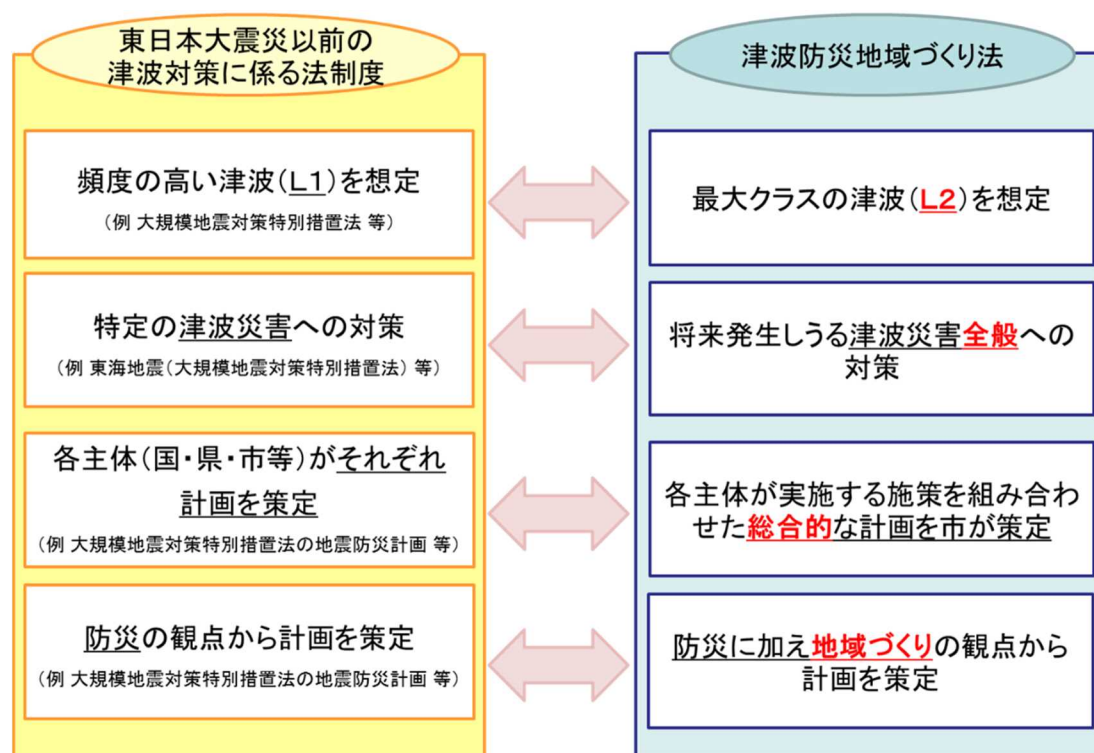


図 2-1-4 東日本大震災以前の法制度と津波防災地域づくり法との比較

## 2.2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策

### (1) 基礎調査

基礎調査は、都道府県等が、国土交通大臣が定めた基本指針に基づき、津波による災害の発生のおそれがある地域を対象に、津波浸水想定の設定又は変更のために必要な調査を実施するものである。

具体的には、津波による災害の発生のおそれがある地域について、津波浸水想定を設定し、または変更するために必要な調査として、沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用等に関して調査を実施するものである。

また、国は、広域的な見地から必要とされる調査を実施し、関係都道府県に結果を通知する。

#### 実施内容

##### 海域、陸域の地形に関する調査

津波が波源域から海上及び陸上へどのような挙動で伝播するかについて、適切に津波浸水シミュレーションで予測をするため、海底及び陸上の地形データの調査を実施する。

##### 過去に発生した地震・津波に係る地質等に関する調査

最大クラスの津波を想定するためには、被害をもたらした過去の津波の履歴を可能な限り把握することが重要であることから、津波高に関する文献調査、痕跡調査、津波堆積物調査等を実施する。

##### 土地利用等に関する調査

陸上に浸水した津波が、市街地等の建築物等により阻害影響を受ける挙動を、建物の立地など土地利用の状況に応じた粗度として表現し、津波浸水シミュレーションを行うため、土地利用の状況について調査を行う。

図 2-2-1 基礎調査の概要

### (2) 津波浸水想定

津波浸水想定は、都道府県知事が、国土交通大臣が定めた基本指針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して、その津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深を津波浸水シミュレーションにより設定するものである。

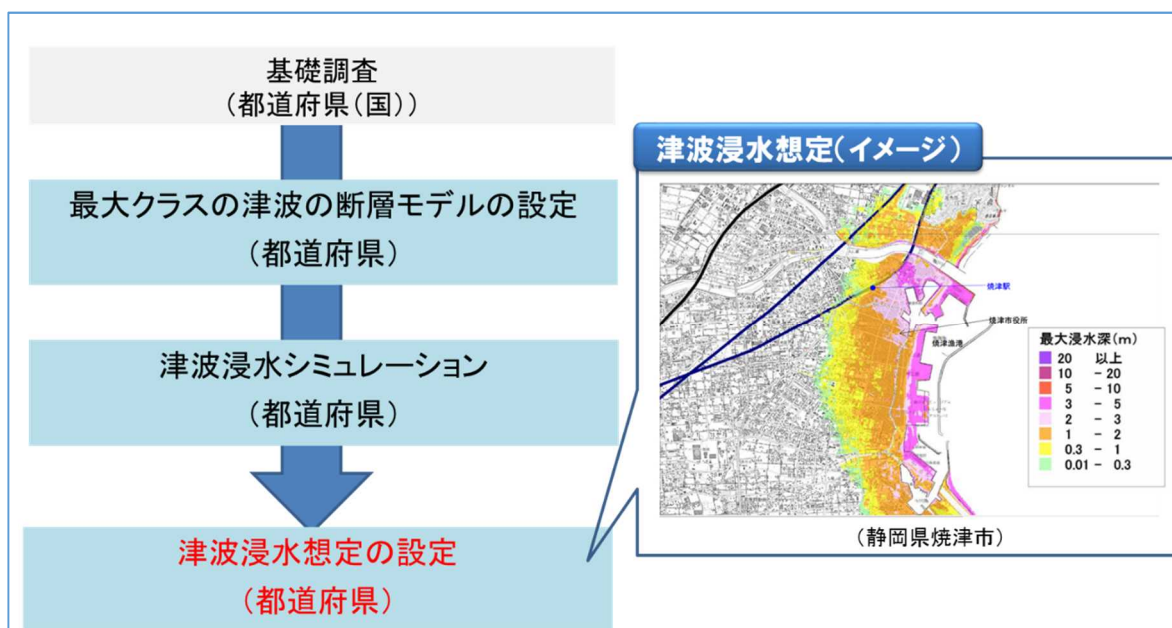


図 2-2-2 津波浸水想定の概要

### (3) 推進計画

推進計画は、市町村が、国土交通大臣が定めた基本指針に基づき、かつ津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するために作成することができる計画である。

計画の記載事項は以下の通りである。

- ・ 推進計画の区域（必要的記載事項）
- ・ 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針（任意的記載事項）
- ・ 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備（任意的記載事項）
- ・ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業または事務（任意的記載事項）

これらの計画の記載事項のうち、「推進計画の区域」は、必要的記載計画事項とされているが、「津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針」、「浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備」及び「津波防災地域づくりの推進のために行う事業または事務」は、必要に応じて、各市町村が任意的に記載する計画事項とされている。

推進計画に位置付けて実施する個々の事業・事務は、ハード・ソフトのあらゆる施策の中から、市町村が地域の実情に応じて、必要なものを計画に記載することができる。

これにより、市町村が、どのような津波防災地域づくりを進めていくのか、その姿が描かれることになる。

推進計画の記載事項(イメージ)

○ 計画区域の指定(必要的記載事項)

○ 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針(任意的記載事項)

○ 津波浸水想定に定める浸水の区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項(任意的記載事項)

○ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項(任意的記載事項)

- ・ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
- ・ 津波防護施設の整備に関する事項
- ・ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の整備改善のための事業に関する事項
- ・ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
- ・ 集団移転促進事業に関する事項
- ・ 地籍調査の実施に関する事項
- ・ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

図 2-2-3 推進計画の記載事項

「津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項」として記載する施策・事業(例)



図 2-2-4 推進計画に記載できる事業・事務の例

(4) 警戒区域

津波災害警戒区域は、津波が発生した場合に住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、都道府県が、関係市町村への意見聴取したうえで、津波浸水想定を踏まえ指定するものである。

また、津波災害特別警戒区域は、津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、都道府県が、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取したうえで、津波災害警戒区域のうち一定の開発行為・建築の制限をすべき区域を指定するものである。

## 第3章 基礎調査・津波浸水想定 of 取組状況・評価結果

### 3.1 評価の視点

都道府県が基礎調査及び津波浸水想定 of 設定を実施するに当たり、国が行った支援として主なものは、以下に挙げる5つである。本政策評価ではこれらの国による取組が都道府県による津波浸水想定 of 設定に寄与したかという視点で評価を行う。

#### (1) 広域的な調査の実施および調査結果 of 都道府県への提供

日本海に面した道府県において津波浸水想定を設定する上で必要な、統一的な津波断層モデルを示すため、内閣府および文部科学省と共同で「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(以下、日本海検討会)を平成25年1月に設置した(図3-1-1)。計8回の会合を経て、平成26年9月に、「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」を公表した。

<b>○委員</b>	
阿部 勝征(座長)	東京大学名誉教授
海野 徳仁	東北大学リーディング大学院(地震・噴火予知研究観測センター)特任教授
岡村 行信	独立行政法人産業技術総合研究所活断層・火山研究部門首席研究員
鷺谷 威	名古屋大学減災連携研究センター教授
佐竹 健治(副座長)	東京大学地震研究所教授
谷岡 勇市郎	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
西上 欽也	京都大学防災研究所附属地震予知研究センター教授
平川 一臣	北海道大学名誉教授
佐藤比呂志	東京大学地震研究所地震予知研究センター教授
名波 義昭(第8回から)	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)
藤山 秀章(第7回まで)	(前)内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)
横田 崇	気象庁東京管区気象台長(併任 内閣府政策統括官(防災担当)付)
森澤 敏哉(第4回から)	文部科学省研究開発局地震・防災研究課長
寺田 博幹(第3回まで)	(前)文部科学省研究開発局地震・防災研究課長
井上 智夫(第8回から)	国土交通省水管理・国土保全局海岸室長
五道 仁実(第7回まで)	(前)国土交通省水管理・国土保全局海岸室長
<b>○事務局 国土交通省、内閣府、文部科学省</b>	
<b>○開催状況</b>	
第1回 平成25年1月 8日	設置、既往の調査研究成果の紹介
第2回 平成25年2月13日	既往の調査研究成果の紹介
第3回 平成25年3月14日	進行中の調査研究の紹介
第4回 平成25年8月26日	海底断層WGの設置、検討スケジュール等
第5回 平成26年1月14日	海底断層WGの検討状況について(佐渡島以北の断層の検討状況)
第6回 平成26年2月20日	海底断層WGの検討状況について(佐渡島以西の断層の検討状況)
第7回 平成26年3月25日	海底断層WGの検討状況について、断層パラメータの設定について
第8回 平成26年8月26日	報告書案について

図3-1-1 日本海における大規模地震に関する調査検討会の委員及び開催実績

報告書では、津波断層モデルの詳細なパラメータを示すとともに、各断層モデルによって生じる津波の海岸における津波高の概算結果も示すことで、各道府県が検討すべき断層モデルを絞り込む際にも活用出来るようにした。あわせて、検討会において整備した日本海 of 海底地形データを各道府県にも提供し、津波浸水シミュレーションに活用できるようにした。



## (2) 既存の調査データの周知

各都道府県が津波浸水想定の設定に必要な津波浸水シミュレーションを実施する際に活用可能な、公的機関等から公表されているデータ類を整理し、「津波浸水想定の設定の手引き」（後掲）に参考情報として掲載した（図 3-1-2）。整理した情報は、断層モデル、地形データ（海域及び陸域）、津波痕跡データベースである。

5. 参考情報及び参考資料等		
5.1 断層モデルに関する情報		
5.1.1 中央防災会議（内閣府）		
○データ一覧		
資料名	対象地震等	備考
東海地震に関する専門調査会の津波の断層パラメータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震の発生ケースは以下のとおり。</li> <li>・想定震源域+付加断層A</li> <li>・想定震源域+付加断層A+付加断層B・C</li> <li>・想定震源域+付加断層A+付加断層B+矩形断層D</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○断層モデルについての詳しい説明は、中央防災会議 HP を参照のこと。</li> <li><a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/tokai/11/sirvou2_1.pdf">http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/tokai/11/sirvou2_1.pdf</a></li> </ul>
東南海・南海地震等に関する専門調査会の津波の断層パラメータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震の発生ケースは以下のとおり。</li> <li>・東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合</li> <li>・東南海地震単独で発生する場合</li> <li>・南海地震単独で発生する場合</li> <li>・想定東海地震、東南海地震、南海地震の震源域が同時に破壊される場合</li> <li>・想定東海地震と東南海地震の震源域が同時に破壊される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○断層モデルについての詳しい説明は、中央防災会議 HP を参照のこと。</li> <li><a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/nankai/index.html">http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/nankai/index.html</a></li> <li><a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/tokai/index.htm">http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/tokai/index.htm</a></li> </ul>
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会の津波の断層パラメータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震の発生ケースは以下のとおり。</li> <li>・択捉島沖の地震</li> <li>・色丹島沖の地震</li> <li>・根室沖・釧路沖の地震</li> <li>・十勝沖・釧路沖の地震</li> <li>・500年間隔地震</li> <li>・三陸沖北部の地震</li> <li>・明治三陸タイプ地震</li> <li>・宮城県沖の地震</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○断層モデルについての詳しい説明は、中央防災会議 HP を参照のこと。</li> <li><a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaikou/index.html">http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaikou/index.html</a></li> <li><a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaikou/10/index.html">http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaikou/10/index.html</a></li> </ul>
○問合せ先		
機関	住所	WEB サイト
内閣府政策統括官(防災担当) (中央防災会議)	〒 100-8969 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館 3 階 Tel : 03-5253-2111 (大代表)	<a href="http://www.bousai.go.jp/">http://www.bousai.go.jp/</a>

図 3-1-2 「津波浸水想定の設定の手引き」における参考情報の掲載例

## (3) 「津波浸水想定の設定の手引き」の策定

津波浸水想定を設定する上で必要となる、最大クラスの津波の設定方法、津波浸水シミュレーションを実施する際の手法と計算条件の設定、留意事項を「津波浸水想定の設定の手引き」としてとりまとめて平成 24 年 2 月に公表した。本手引きの内容は、各都道府県における津波浸水想定の設定過程で得られた知見等を適宜反映させ、公表からこれまでに 3 回の改訂をおこなった。

#### (4) 説明会・研修の開催

上記で作成した手引きの概要を都道府県の担当者に理解してもらうため、平成24年4月から平成26年3月にかけて、「津波浸水想定に係る地方ブロック別意見交換会」を開催した。意見交換は、全国の沿岸を10のブロックに区分し、ブロック毎に地方整備局等が中心となって実施した。

また、国土交通大学校で毎年開講している海岸研修（平成27年まで）、津波防災地域づくり研修（平成28年以降）において、津波浸水想定の設定方法についての説明をおこなった。（津波防災地域づくり研修については第4章において詳細を述べる）

さらに、地方ブロック毎に海岸担当者会議及び海岸課長会議を毎年1回実施し、その場で全国的な津波浸水想定の設定状況を共有することで、未設定の都道府県に対して早期の設定を促した。

#### (5) 設定に関する相談対応等（相談窓口の設置）

各都道府県による津波浸水想定における条件設定等の品質を確保するとともに、設定過程で浮き彫りとなった課題の解決を支援するため、本省等に相談窓口を設置して技術的助言を行った。これまでに浸水想定を設定した33道府県のすべてについて、それぞれ2から8回の打合せを実施した。

### 3.2 評価の手法

上記に掲げた国による取組の有効性は、各取組の実施状況と都道府県による浸水想定の設定状況を照らし合わせることで評価を行う。

### 3.3 評価の結果

#### (1) 取組全体による成果

津波浸水想定は、平成30年3月5日時点で、津波による浸水が想定される40都道府県のうち、33道府県において設定済みとなっている（図3-3-1）。平成29年度中には2県（千葉県、鳥取県）において設定が行われる予定である。北海道の太平洋側、岩手県、宮城県、福島県については、内閣府で検討中の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルが公表され次第、津波浸水想定の設定に着手される予定である。これらを考慮すると、津波浸水想定の設定は概ね完了しつつあり、国による取組全体は効果があったものと評価できる。

なお、岩手、宮城、福島の3県については、東日本大震災における浸水実績をもとにした津波浸水想定が作成され、これに基づいて警戒避難等の体制整備が進められている。

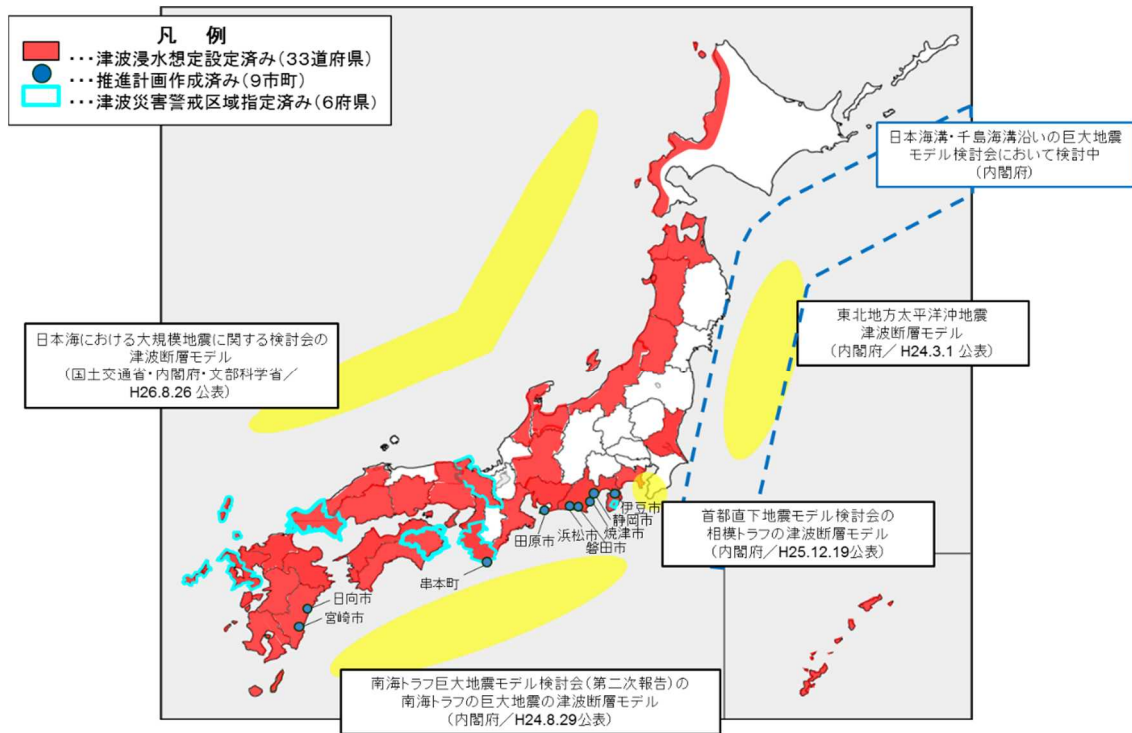


図 3-3-1 津波浸水想定の設定状況（平成 30 年 3 月 5 日時点）

## （2）個別の取組による成果

個別の取組の効果に着目すると、3.1(1)として挙げた日本海検討会による報告書が公表された平成 26 年 9 月時点では、津波浸水想定は 18 道府県で設定されていたものの、日本海に面している道府県の中で設定済みとなっていたのは長崎県のみであった。しかし、報告書が公表されてから現在までに津波浸水想定を設定した 15 道府県のうち、11 道府県は日本海に面した道府県であった。このことから、3.1(1)の取組は、日本海側の道府県における設定を推進する効果があったと評価できる。

3.1(2)、3.1(3)及び3.1(5)の「津波浸水想定の設定の手引き」に関連した取組については、平成 24 年 8 月に全国で初めて津波浸水想定を設定した茨城県をはじめ、いずれの道府県においても津波浸水想定の設定に活用されたことが確認されている。従って、これらの取組が、都道府県による津波浸水想定の設定に必要な不可欠な取組であったと評価できる。

3.1(4)の研修については、現時点で津波浸水想定を設定済みの 33 道府県のうち、28 道府県が国土交通大学校において実施した海岸研修（平成 27 年まで）、津波防災地域づくり研修（平成 28 年以降）に担当者を派遣しており、津波防災地域づくりに関する知識の向上に寄与していると考えられる。

今後、津波浸水想定を未設定の都県だけでなく、設定済みの道府県についても、津波を起こす断層についての新たな知見の蓄積や、海岸保全施設の整備（かさ上げ、耐震化）等を踏まえて必要に応じて津波浸水想定を更新することとなる。それらの道府県が津波浸水想定を見直す場合についても引き続き、個別相談への対応や知見の提供などの支援を行っていくことが必要である。

## 第4章 推進計画の取組状況と評価結果

### 4.1 評価の視点

様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの総合的な推進を図るための計画として、推進計画は重要である。国土交通省では、推進計画の作成主体である市町村に対して、津波防災地域づくり推進計画作成ガイドラインの策定、研修・説明会の開催等の支援策を講じているところであり、その実施状況や効果について今般評価を行う。

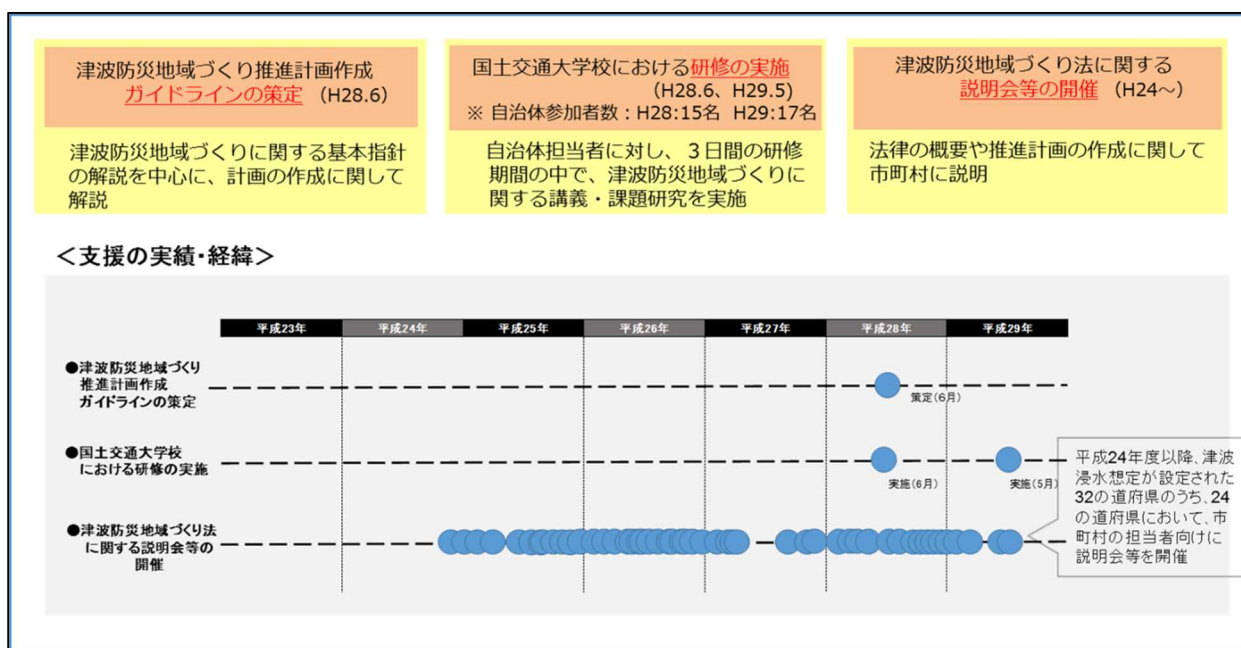


図 4-1-1 推進計画作成に係る国の支援策

#### (1) 津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン

##### ①概要

推進計画の作成を促進するために行ってきた説明会を通じて、「推進計画の作り方がわからない」といったニーズが明らかになり、また、推進計画を作成した市町村が複数になり、ノウハウ等が明らかになってきたことから、推進計画を作成するにあたり必要となる、推進計画の作成の考え方、推進計画の各種記載事項等をまとめた「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」を平成28年6月に策定した。

##### ②特徴

推進計画の作成に関する担当職員の理解促進に資するよう、基本指針の解説に加え、当時、推進計画を作成していた4市町の事例をもとに、作成のきっかけ、メリット等の情報を整理している。

### ③活用方法

ガイドラインを策定した後、その周知普及のため、全国の自治体に送付するとともに、国土交通省ホームページにも掲載、公表しているほか、自治体向けの津波防災地域づくりに係る説明会や担当職員向けの研修における説明資料として使用している。

## (2) 研修の実施

### ①概要

説明会を通じて、明らかになってきたニーズに対応するため策定した「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」の活用、効率的な推進計画作成促進のため、担当職員向けの研修を平成 28 年に創設した。

## 研修内容

1 研修名：津波防災地域づくりコース

2 研修場所：国土交通大学校小平本校

3 研修期間：3日間

平成28年：6月6日(月)～6月8日(水)

平成29年：5月29日(月)～5月31日(水)

4 研修対象

全国の都道府県・市町村を中心に、自治体の津波防災地域づくり（防潮堤整備、避難、まちづくり等）に関する業務を担当する職員

5 基本科目、専門科目、課題研究のカリキュラムで構成

### ○基本科目

東日本大震災以降の津波防災地域づくりに関する基本的な知識と心構えを修得する講義

- ・津波防災の現状と展望
- ・津波防災地域づくり法
- ・津波防災地域づくりの実例

### ○専門科目

土木分野・都市分野・防災分野の津波防災に関する知識を修得する講義

- ・津波避難対策
- ・災害に強いまちづくり
- ・住民合意形成

### ○課題研究

津波防災地域づくりに関わるテーマについて、班別討議により発表資料を取りまとめ、全体討議で発表、意見交換等を行う。

## ②特徴

津波防災地域づくりの最近の動向や課題、関連法規等、総合的な専門知識の習得を図っており、また、津波防災地域づくりに関わるテーマについて、班別構成で討議・発表を行うことで、津波防災地域づくりに関する理解と、課題解決能力や企画立案能力の向上を図っている。

### ③開催実績

津波の影響が想定される自治体のうち、18自治体が研修に参加している。

## (3) 説明会等の開催

### ①概要

平成25年度以降、計画作成の前提環境である津波浸水想定が設定された自治体において、説明会を開催し、推進計画の早期作成の促進を図っている。

### ②開催等実績

津波浸水想定が設定された33道府県のうち、25道府県にて開催した。

表 4-1-1 津波浸水想定設定済み都道府県における説明会等の開催実績及び推進計画作成状況

エリア	津波浸水想定設定済み都道府県	説明会等の開催実績	推進計画作成済み (作成中を含む)
北海道	北海道	○	
東北	青森	○	○
	秋田		
	山形	○	
関東	茨城	○	
	神奈川	○	
北陸	新潟	○	
	富山		
	石川		
中部	岐阜		
	静岡	○	○
	愛知	○	○
	三重	○	
関西	和歌山	○	○
	大阪	○	
	兵庫		
	京都	○	
中国	島根		
	岡山	○	
	広島	○	
	山口	○	
四国	徳島	○	
	香川	○	
	愛媛	○	
	高知	○	○
九州	福岡		
	佐賀		
	長崎	○	
	熊本	○	
	大分	○	○
	宮崎	○	○
	鹿児島	○	
沖縄	沖縄	○	
計	33	25	7



## 4.2 評価の手法

地域における具体的な施策の実施主体である市町村や、関係当事者である都道府県、また地域住民を対象に、推進計画の作成に関する調査を実施した。

それらのデータ等を基に、評価を実施する。

### (1) 津波の影響を受ける全国の市町村に対する調査

#### ①概要

津波の影響を受ける可能性のある市町村を対象に、調査を実施。

#### ②対象自治体および配布・回収実績

全国の680市町村に調査票を配布し、670市町村から回答を得た。

#### ③設問の主な構成

市町村の津波対策に対する認識や取組状況等の把握、計画作成における隘路、国による支援の認識度等。

<把握した主な内容>

- ・ 推進計画の検討状況
- ・ 推進計画の作成時の隘路
- ・ 推進計画のメリット
- ・ 推進計画の作成に係る支援の認識状況

### (2) 推進計画作成済み市町村を対象としたヒアリング調査

#### ①概要

前項の調査に加え、推進計画を作成済みの市町村に対して、ヒアリング調査を実施した。

#### ②対象自治体

既作成の9市町村を対象に、ヒアリングを実施。

※9市町：静岡県5市（伊豆市、磐田市、静岡市、浜松市、焼津市）、  
和歌山県串本町、愛知県田原市、宮崎県2市（日向市、宮崎市）

#### ③質問の主な内容

推進計画作成時の検討体制、推進計画作成時の隘路等。

### (3) 沿岸部住民を対象としたアンケート調査

#### ①概要

沿岸部の地域住民を対象に、Webアンケートを実施。

## ②対象者および実績

津波浸水想定区域を含む市町村において、沿岸部に居住する住民、かつ調査会社のモニター登録者であるものを対象※に、Webアンケートデータを送付して実施。

(※国勢調査結果に基づき、全国の年齢別分布の比率をもとにサンプル数を割付)

○回収状況：1,254名が回答

表 4-2-1 Web アンケート回答者属性

### ■居住都道府県

都道府県	回答者数	割合【%】	都道府県	回答者数	割合【%】
北海道	48	3.8	島根県	4	0.3
青森県	3	0.2	岡山県	15	1.2
秋田県	6	0.5	広島県	17	1.4
山形県	2	0.2	山口県	135	10.8
茨城県	5	0.4	徳島県	115	9.2
神奈川県	35	2.8	香川県	10	0.8
富山県	6	0.5	愛媛県	10	0.8
新潟県	9	0.7	高知県	5	0.4
岐阜県	2	0.2	福岡県	38	3.0
静岡県	316	25.2	佐賀県	4	0.3
愛知県	59	4.7	長崎県	110	8.8
三重県	7	0.6	熊本県	6	0.5
京都府	20	1.6	大分県	9	0.7
大阪府	36	2.9	宮崎県	100	8.0
兵庫県	66	5.3	鹿児島県	3	0.2
和歌山県	46	3.7	沖縄県	7	0.6

### ■性別

性別	回答者数	割合【%】
男性	600	47.8
女性	654	52.2

### ■年齢

年齢	回答者数	割合【%】	年齢	回答者数	割合【%】
20～24	38	3.0	45～49	123	9.8
25～29	70	5.6	50～54	105	8.4
30～34	117	9.3	55～59	82	6.5
35～39	141	11.2	60以上	438	34.9
40～44	140	11.2			

### ③設問の主な構成

推進計画に対する地域住民の意向等

<把握した主な内容>

- ・ 推進計画の作成に対する意向
- ・ 津波防災の取組に対する参加意欲

## 4.3 評価の結果

### (1) 国による支援の効果

推進計画の作成主体である市町村に対して、津波防災地域づくり推進計画作成ガイドラインの策定、研修・説明会の開催等の支援策を講じているところであり、計画作成、検討状況を通じて、国による支援の効果について、評価を行う。

#### ①支援の有効性について

推進計画を作成済みの9市町村からのヒアリング調査等と推進計画の作成に関する取組状況を踏まえ、国の支援策の有効性について評価を行う。

<国が行う支援策>

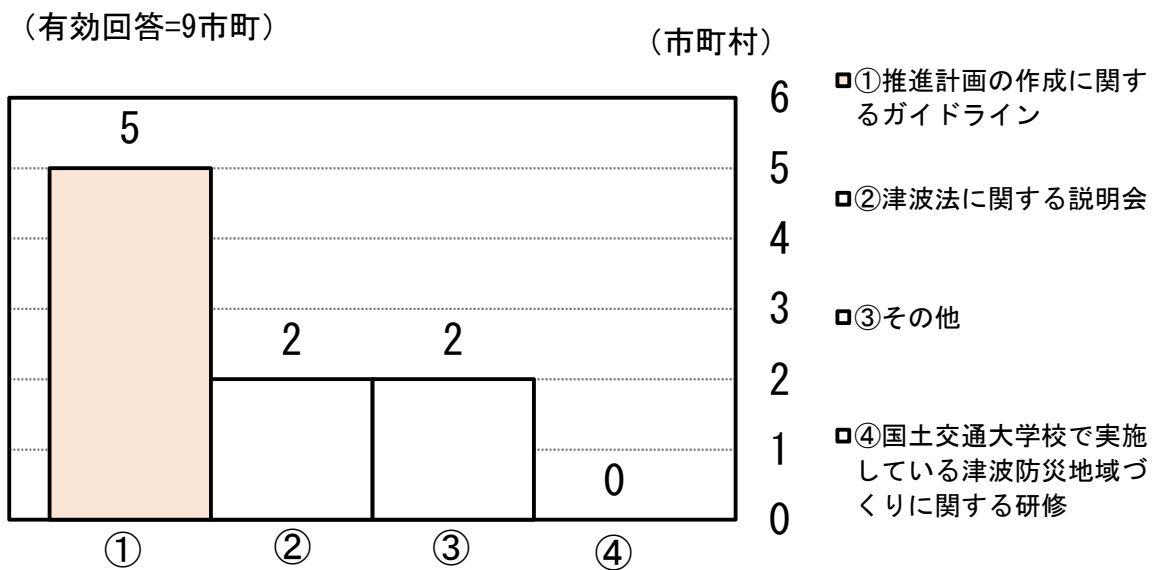
- ・津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン
- ・国土交通大学校で実施している津波防災地域づくりに関する研修
- ・津波防災地域づくり法に関する説明会

等

#### ①-1 既作成市町村による国の支援策の活用実績

推進計画の作成にあたり、「推進計画作成に関するガイドライン」を活用したとの回答が多かった。

一方、平成28年5月から創設した国土交通大学校で実施している研修について、作成時期との関係から活用実績は見られなかった。推進計画の作成時に国等からの支援であったら良かったものとして、「担当職員向けの推進計画の作成に係るノウハウ等に関する研修」をあげる市町村が多かった。

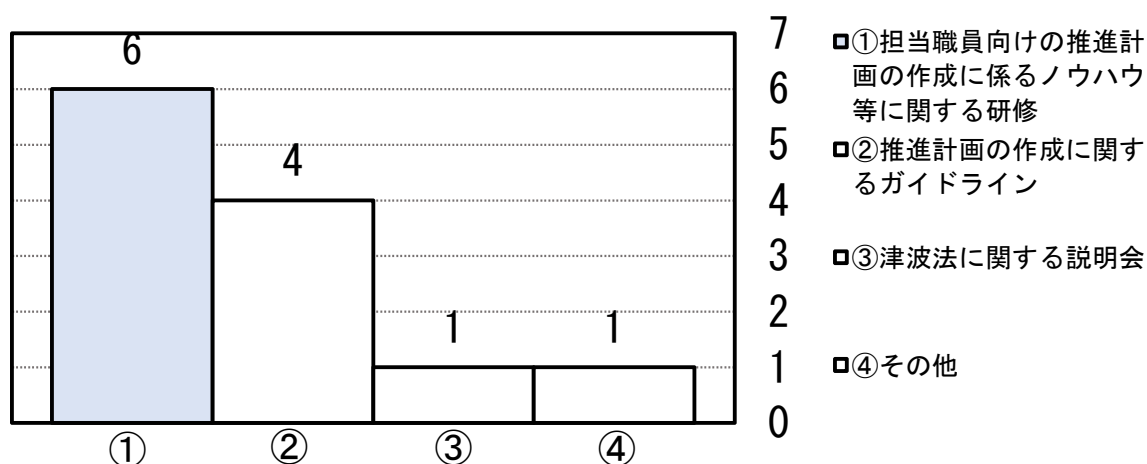


(注：推進計画既作成9市町村を対象に調査実施)

図 4-3-1 推進計画を作成の際、国等からの支援で活用したもの（既作成市町村）

(有効回答=9市町)

(市町村)



(注：推進計画既作成9市町を対象に調査実施)

図 4-3-2 国等からの支援であったら良かったもの（既作成市町村）

### ①-2 支援による優良事例

現在、須崎市（高知県）、佐伯市（大分県）では、説明会と研修の受講を機に、計画作成に着手し、議論が進められているところ。



図 4-3-3 支援の活用による作成着手事例（佐伯市及び須崎市）

### ② 計画作成・検討状況の変化

平成28年度には、推進計画を作成した市町村は8自治体、作成中の市町村は1自治体であり、検討中の市町村は約80自治体という結果であった。平成29年度には、津波の影響を受ける可能性のある680市町村に聞き取りを行い、推進計画を作成した市町村は9自治体、作成中の市町村は3自治体、検討中の市町村は約180自治体という結果であった。

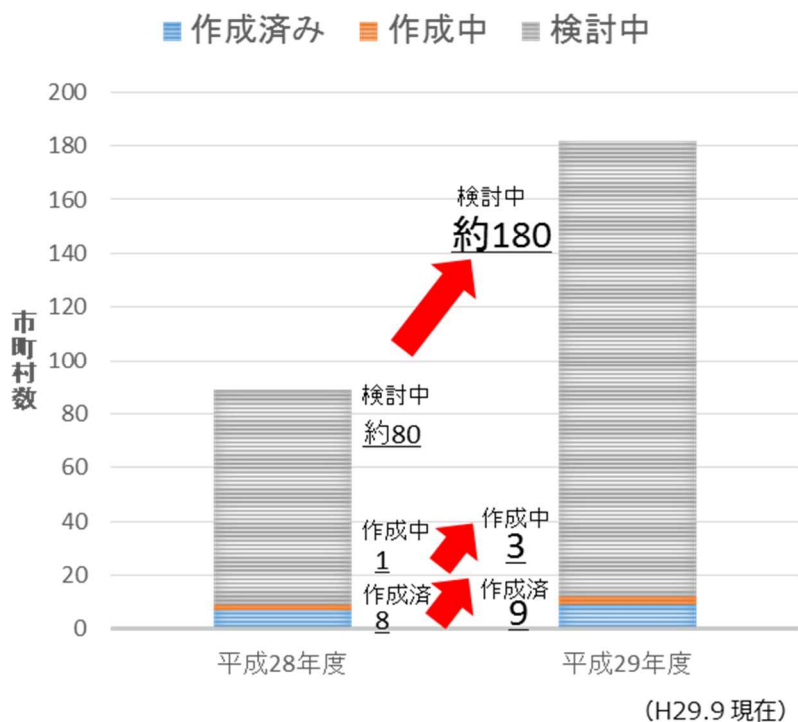


図 4-3-4 推進計画の作成・検討状況の推移

表 4-3-1 平成29年度における推進計画の作成状況

作成済み(9市町)	作成中(3市)
静岡県 焼津市	青森県 むつ市
静岡県 浜松市	高知県 須崎市
和歌山県 串本町	大分県 佐伯市
宮崎県 宮崎市	
愛知県 磐田市	
愛知県 田原市	
宮崎県 日向市	
静岡県 静岡市	
静岡県 伊豆市	

### < (1) の評価結果 >

ガイドラインの策定、研修の実施などにより、計画の作成を検討中の市町村数はこの一年で大幅に増加している。一方で、作成済みの市町村は現在9市町にとどまっております。計画作成のさらなる推進を図るためには、現状分析を踏まえ、国の支援について今後の対応を検討することが必要である。

## (2) 国による支援策の課題点等

国の支援策について、課題を明確にするため、推進計画の作成における未作成市町村が考える隘路、未作成市町村と既作成市町村及び住民の認識の違い、国の支援策の認識状況等について整理を行い、国による支援の効果について評価を行う。

### ①未作成市町村等に関する分析

推進計画を作成・検討中の市町村数は平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大幅に伸びたものの、作成済みの市町村は 9 市町にとどまっている。

推進計画を未作成の市町村等に関する分析を通じて、国による支援策の課題を整理する。

#### ①-1 未作成市町村の全体の傾向

推進計画を未作成の市町村について、地域や津波浸水想定の設定状況等により、推進計画の検討状況にどのような特徴があるか、全国 10 ブロックごとに整理を行った。

未作成市町村における推進計画の検討状況（表 4-3-2-①）から、津波浸水想定の設定（表 4-3-2-②）、設定後一定期間の経過（表 4-3-2-③）により、それぞれ検討状況が向上していくことが望ましい。

各ブロックにおける推進計画を未作成の市町村全体のうち、作成を検討中の市町村が占める割合が低いブロック（10%台）は、関東、北陸、中国の 3 つであった。

推進計画を未作成、かつ津波浸水想定が設定された都道府県内にある市町村のうち、検討中の市町村が占める割合（表 4-3-2-②）は、未作成の市町村全体に占める割合（表 4-3-2-①）と比べ有意な特徴は見られないことから、津波浸水想定の設定が、推進計画の作成に係る検討の誘発要因になっているとは言えない。

また、津波浸水想定が設定された後、一定期間経過した地域において、推進計画の作成を検討する市町村の占める割合（表 4-3-2-③）が高くなるといった傾向は見られず、津波浸水想定の設定からの一定期間の経過が、推進計画の作成に係る検討の誘発要因になっているとも言えない。

都道府県による津波浸水想定の設定だけでは、推進計画の作成に係る検討の誘発要因となっているとは言えないことから、推進計画の作成を促進するその他の方策が必要と考えられる。

表 4-3-2 浸水想定の設定の有無、公表時期と、検討中の市町村が占める割合の傾向

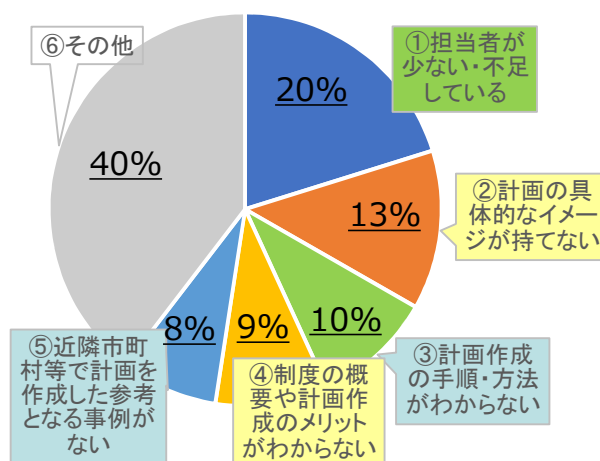
		北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
①	検討中/未作成全体	37%	22%	18%	11%	26%	23%	17%	22%	36%	56%
②	検討中/浸水想定区域	44%	18%	23%	10%	25%	25%	14%	22%	36%	58%
③	検討中/浸水想定後3年以上経過	-	20%	10%	-	18%	26%	8%	22%	32%	-

## ①-2 計画作成の隘路

推進計画作成の促進に関する支援の課題を明らかにするため、推進計画の作成主体である市町村が作成に当たって直面する隘路に関して整理を行った。

未作成自治体が計画の作成における隘路と考えるものは、順に、「担当者が少ない・不足している」、「計画の具体的なイメージが持てない」、「計画作成の手順・方法がわからない」、「制度の概要や計画作成のメリットがわからない」、「近隣市町村等で計画を作成した参考となる事例がない」であった。

「計画の具体的なイメージやメリットがわからない」（図 4-3-5 黄色着色②④）といった計画の意義・内容がわからないといった回答が全体の約 22%を占めており、また、「計画作成手順・方法がわからない」（図 4-3-5 水色着色③⑤）等の効率的・効果的な作成手順・方法等がわからないといった回答が全体の約 18%を占めている。



(651自治体の回答（複数回答を含む）の集計による)

(注：推進計画未作成の 671 市町村を対象に調査実施)

図 4-3-5 未作成自治体を感じている推進計画作成における隘路

さらに、推進計画の作成を検討中、作成をまだ検討していない（未検討）といった計画作成の段階別に抱える隘路について、整理を行った。

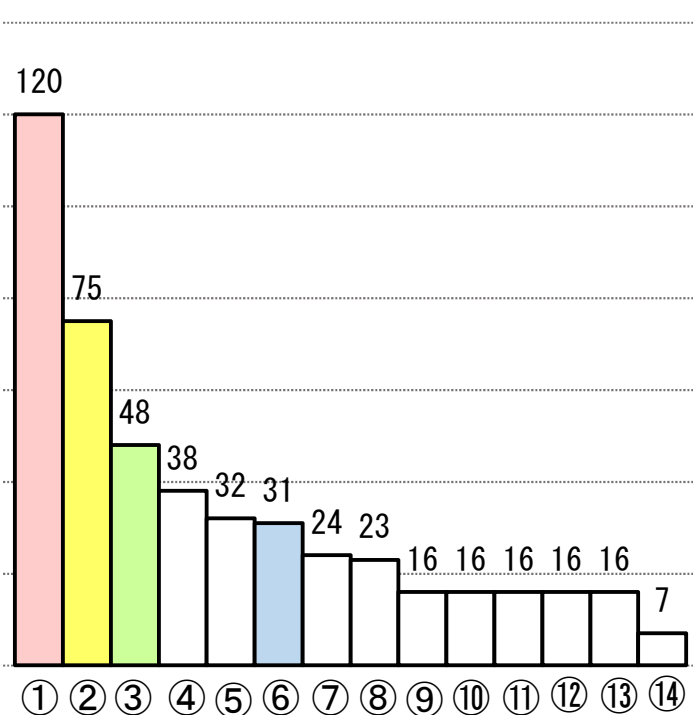
検討中、未検討の市町村とも共通して、「担当者が少ない・不足している」、「計画の具体的なイメージが持てない」の回答が多く見られる。検討中の市町村と比べ、未検討の市町村では、「制度の概要や計画作成のメリットがわからない」、「計画作成の手順・方法がわからない」の回答が比較的多く見られる。

推進計画を未作成の市町村全体に共通する課題に対する支援とともに、計画の作成の段階に応じた支援を充実させていく必要がある。



(有効回答=177市町村)

(市町村)



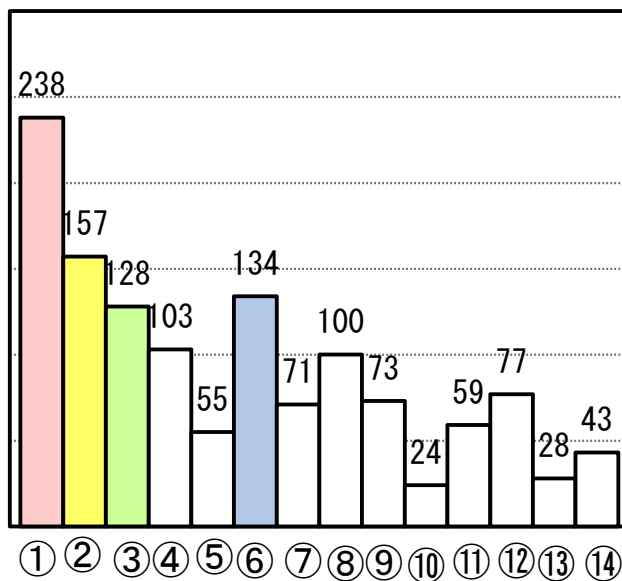
(注：推進計画作成検討中の177市町村を対象に調査実施)

図 4-3-6 推進計画未作成の理由 (検討中の市町村)

- ①担当者が少ない・不足している
- ②計画の具体的なイメージが持てない
- ③計画作成の手順・方法がわからない
- ④近隣市町村等で計画を作成した参考となる事例がない
- ⑤庁内における関係部署間の連携が難しい
- ⑥制度の概要や計画作成のメリットがわからない
- ⑦緊急に実施すべき他の津波対策を優先している
- ⑧津波以外の災害対策の優先度が高い
- ⑨その他
- ⑩被害想定算出に時間を要する
- ⑪都道府県による津波浸水想定が未設定・未公表である
- ⑫住民や地元企業等から推進計画の作成を求められていない
- ⑬計画案の協議相手となる関係主体（都道府県等）との協議・協議会の開催が難しい
- ⑭既に講じている津波対策で十分である

(有効回答=477市町村)

(市町村)



(注：推進計画未検討の477市町村を対象に調査実施)

図 4-3-7 推進計画未作成の理由 (未検討の市町村)

- ①担当者が少ない・不足している
- ②計画の具体的なイメージが持てない
- ③計画作成の手順・方法がわからない
- ④近隣市町村等で計画を作成した参考となる事例がない
- ⑤庁内における関係部署間の連携が難しい
- ⑥制度の概要や計画作成のメリットがわからない
- ⑦緊急に実施すべき他の津波対策を優先している
- ⑧津波以外の災害対策の優先度が高い
- ⑨その他
- ⑩被害想定算出に時間を要する
- ⑪都道府県による津波浸水想定が未設定・未公表である
- ⑫住民や地元企業等から推進計画の作成を求められていない
- ⑬計画案の協議相手となる関係主体（都道府県等）との協議・協議会の開催が難しい
- ⑭既に講じている津波対策で十分である

## ②未作成市町村と既作成市町村の認識のギャップ

推進計画の作成主体である市町村に対する調査により、推進計画を作成していない市町村と、推進計画を既に作成した市町村の間には、推進計画の作成に関する意識・認識に乖離があることが明らかになった。

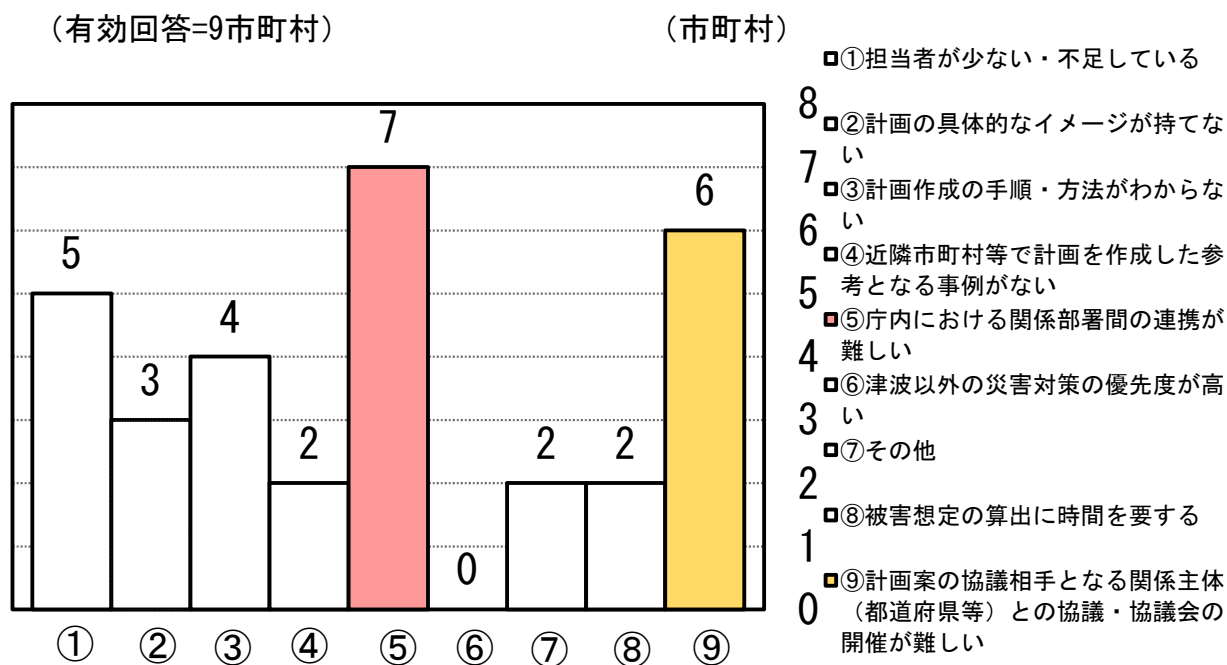
以下では、推進計画の作成に関する意識・認識について、両者の間にどのような乖離があるのかを分析することを通じて、国による支援策の課題を整理する。

### ②-1 計画作成の隘路

前述のとおり、推進計画を作成していない市町村が抱える計画作成に係る隘路としては、「担当者が少ない・不足している」、「計画の具体的なイメージが持てない」、「計画作成の手順・方法がわからない」、「制度の概要や計画作成のメリットがわからない」の回答が見られた。

一方で、作成済みの市町村においては、計画作成において感じた隘路としては、「関係部署間の調整」、「関係主体との協議」などの回答が多く、推進計画を作成していない市町村との間で、計画作成に係る課題認識に乖離が見られた。

計画作成に関して理解を深めることは、計画の作成プロセスを適切かつ円滑に進めるに当たって重要である。したがって、推進計画を作成していない市町村と推進計画を既に作成した市町村の間にある計画作成に係る課題認識の乖離を埋めるための支援策が必要である。



(注：推進計画既作成9市町村を対象に調査実施)

図 4-3-8 推進計画の作成において感じた隘路（既作成市町村）

## ②-2 追加で講じる必要があると考えている津波対策

計画未作成の市町村が追加で講じる必要があると考えている津波対策と、計画作成済みの市町村が追加で講じる必要があると考えている津波対策とを整理した。

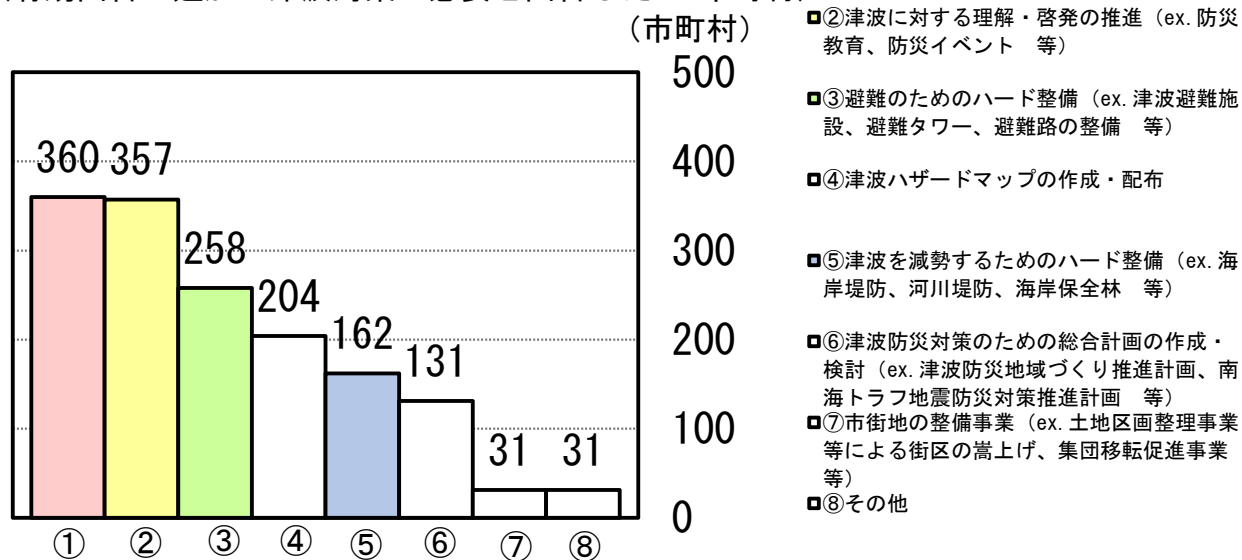
計画未作成の市町村が追加で講じる必要があると考えている津波対策としては、避難訓練等の「円滑な避難に資するソフト対策」、防災教育、防災イベント等の「津波に対する理解・啓発の推進」といったソフト施策に関する回答が多数を占めた。

一方で、計画作成済みの市町村が追加で講じる必要があると考えている津波対策としては、ソフト施策に関する回答も多数見られたが、それだけではなく「津波を減勢するためのハード整備」（海岸堤防、河川堤防、海岸保全林等）や、「避難のためのハード整備」（津波避難施設、避難タワー、避難路の整備等）といったハード整備に関する回答も多数見られた。

このように、追加で講じる必要があると考える津波対策について、計画未作成の市町村と計画作成済みの市町村の間には、その認識に乖離が見られた。

政府の中央防災会議等においては、最大クラスの津波（L2）に対しては、ソフト施策とハード整備のどちらか一方に偏ることなく、あらゆる施策を総動員する多重防御が基本的な考え方とされており、計画作成済みの市町村においても同様の認識がもたれているといえる。適切な計画を作成するためには、最大クラスの津波（L2）に対する基本的な考え方について理解を深めることが重要である。したがって、計画未作成の市町村と計画作成済みの市町村の間にある最大クラスの津波（L2）への対策に関する認識の乖離を埋めるための支援策が必要である。

(有効回答＝追加の津波対策が必要と回答した509市町村)

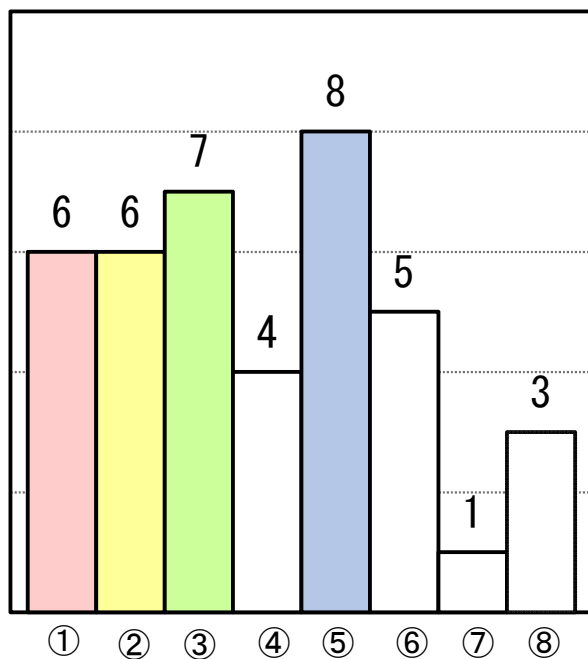


(注：509市町村を対象に調査実施)

図 4-3-9 追加の必要があると考える津波対策 (未作成市町村)

(有効回答=9市町村)

(市町村)



- ①円滑な避難に資するソフト対策 (ex. 避難訓練 等)
- ②津波に対する理解・啓発の推進 (ex. 防災教育、防災イベント 等)
- ③避難のためのハード整備 (ex. 津波避難施設、避難タワー、避難路の整備 等)
- ④津波ハザードマップの作成・配布
- ⑤津波を減勢するためのハード整備 (ex. 海岸堤防、河川堤防、海岸保全林 等)
- ⑥津波防災対策のための総合計画の作成・検討 (ex. 津波防災地域づくり推進計画、南海トラフ地震防災対策推進計画 等)
- ⑦市街地の整備事業 (ex. 土地区画整理事業等による街区の嵩上げ、集団移転促進事業 等)
- ⑧その他

(注：推進計画既作成9市町村を対象に調査実施)

図 4-3-10 推進計画以外の追加の津波対策 (既作成市町村)

### ②-3 計画作成による効果・メリット

計画未作成の市町村が考える計画作成による効果・メリットと、計画作成済みの市町村が考える計画作成による効果・メリットとを整理した。

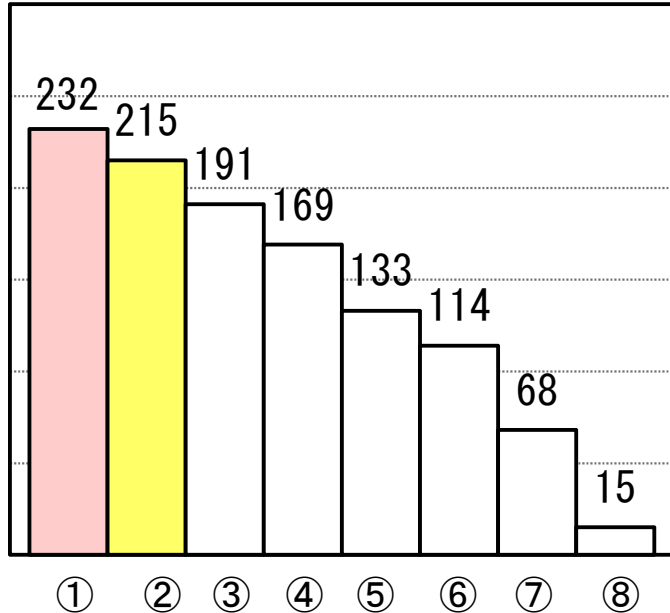
計画未作成の市町村が考える計画作成による効果・メリットとしては、「議会や住民等に対して、津波対策の全体像やその進捗等についてわかりやすく説明することが可能になる」との回答が最も多かったが、「計画作成の効果・メリットがわからない」との回答もそれとほぼ同数見られた。

一方で、計画作成済みの市町村では、「各計画における津波対策に関する方針等を、総合的な計画として一つに統合できた」、「関係主体 (国・都道府県等) との連携が強化された」といった回答が最も多かった。

このように、計画作成による効果・メリットについて、計画未作成の市町村と計画作成済みの市町村との間には、その認識に乖離が見られた。

推進計画の作成を進めるためには、計画未作成の市町村において、まずは計画作成の意義・効果を理解してもらうことが必要不可欠であり、さらに、計画作成済みの市町村が具体的にどのような効果・メリットを感じているのかを知ってもらうことが重要である。したがって、計画未作成の市町村と計画作成済みの市町村との間にある計画作成による効果・メリットに関する認識の乖離を埋めるための支援策が必要である。

(有効回答=661市町村)



(注：推進計画未作成の671市町村を対象に調査実施)

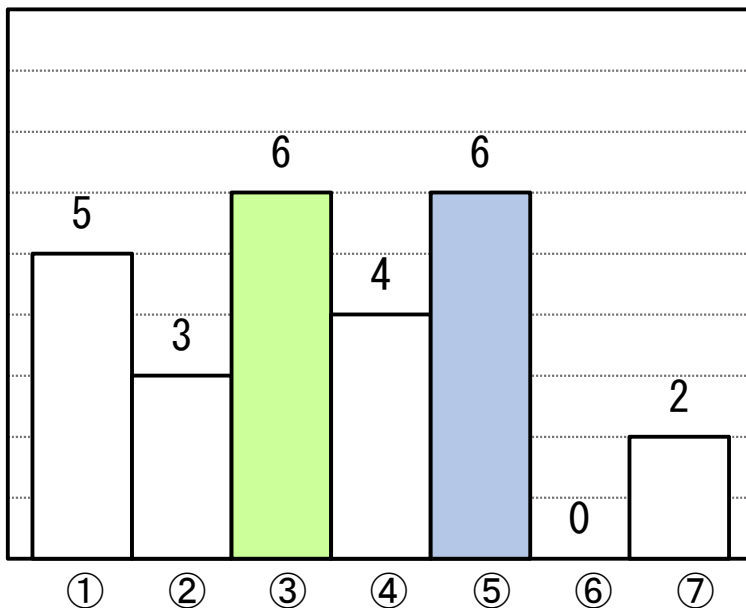
(市町村)

300  
250  
200  
150  
100  
50  
0

- ①議会や住民等に対して、津波対策の全体像やその進捗等についてわかりやすく説明することが可能になる
- ②計画作成の効果・メリットがわからない
- ③地域（住民・地元企業等）の防災意識が向上する
- ④各計画における津波対策に関する方針等を、総合的な計画として一つに統合できる
- ⑤地域（住民・地元企業等）が主体となった取組（津波避難訓練等）が促進される
- ⑥関係主体（国・都道府県等）との連携が強化される
- ⑦地域（住民・地元企業等）の津波災害に対する不安が払拭・軽減される
- ⑧その他

図 4-3-11 推進計画作成の効果・メリット（未作成市町村）

(有効回答=9市町)



(注：推進計画既作成9市町を対象に調査実施)

(市町村)

9  
8  
7  
6  
5  
4  
3  
2  
1  
0

- ①議会や住民等に対して、津波対策の全体像やその進捗等についてわかりやすく説明することが可能になった
- ②地域（住民・地元企業等）の防災意識が向上した
- ③各計画における津波対策に関する方針等を、総合的な計画として一つに統合できた
- ④地域（住民・地元企業等）が主体となった取組（津波避難訓練等）が促進された
- ⑤関係主体（国・都道府県等）との連携が強化された
- ⑥地域（住民・地元企業等）の津波災害に対する不安が払拭・軽減された
- ⑦その他

図 4-3-12 推進計画の効果・メリット（既作成市町村）

## ②作成市町村と住民の意識のギャップ

沿岸部の地域住民に対する調査により、推進計画の未作成市町村と地域住民との間には、推進計画の作成に関する意識・認識に乖離があることが明らかになった。

以下では、推進計画の作成に関する意識・認識について、両者の間にどのような乖離があるのかを分析することを通じて、国による支援策の課題を整理する。

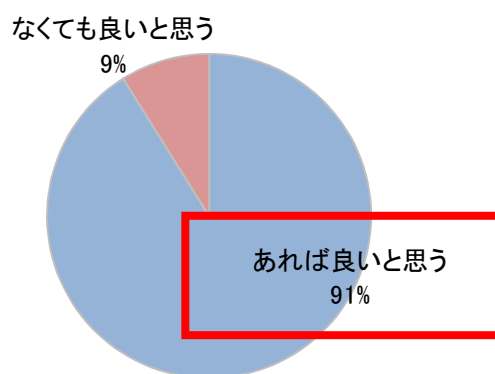
### ③-1 推進計画の作成等に対する地域住民の意識

推進計画に対する沿岸部の地域住民の意識を調査したところ、自らが居住する市町村において、推進計画が「なくても良いと思う」との回答は全体の1割未満であったのに対し、「あれば良いと思う」との回答は全体の9割以上を占めた。

計画未作成の市町村では、作成にとりかかるまでには至っていない理由や作成を検討しない理由として「住民や地元企業等から推進計画の作成を求められていない」との回答も見られたが、本調査によれば、9割以上の地域住民は推進計画が必要だと認識している。

推進計画の作成は地域住民のニーズでもあることから、「住民や地元企業等から推進計画の作成を求められていない」と回答した計画未作成の市町村等に対して、理解を深めるための支援策が必要である。

(有効回答=1254人)



(注：沿岸部住民1,254人を対象にWebアンケート実施)

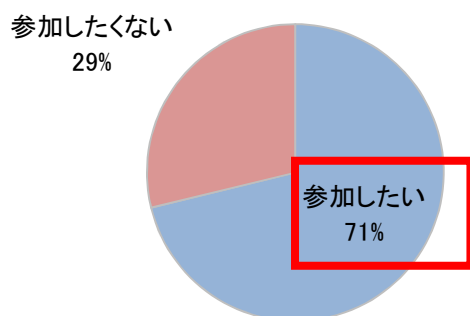
図 4-3-13 推進計画に関する住民の意識

また、沿岸部の地域住民に対して、津波防災の取組への参加意識について調査したところ、地域の津波防災の取組に実際に参加できる機会があれば、「参加したい」との回答が全体の7割以上を占めた。

計画の作成プロセスに地域住民を含む多様な関係者が参画し、多様な意見が反映されれば、計画の内容の充実化につながるとともに、計画作成後の地域住民等の防災意識の向上といった効果も期待される。

計画の質の向上や作成後の計画の実効性を高めるためにも、このような津波防災の取組に対する地域住民の意識について、市町村に正しく認識してもらうための支援策が必要である。

(有効回答=1139人)



(注：沿岸部住民 1,254 人を対象に Web アンケート実施)

図 4-3-14 津波防災の取組への住民の参加意識について

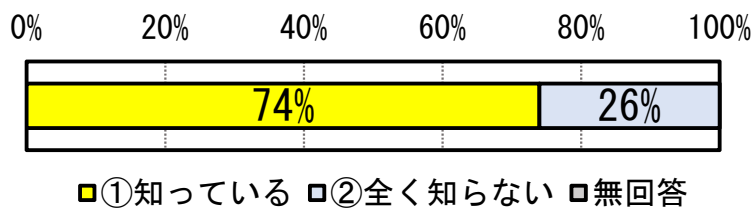
#### ④ 自治体における国の支援策の認識度

推進計画を未作成の市町村等の課題に応じて支援策を充実していくとともに、支援策が広く認識されることも重要であることから、市町村における国の支援策に対する認識状況について、整理を行った。

##### ④-1 国の支援策の認識度

国による支援策について、いずれかの支援策を認識している市町村は、74%（495市町村）、国の支援内容をまったく知らないと回答した市町村が、26%（175市町村）を占めた。

（有効回答＝670市町村）

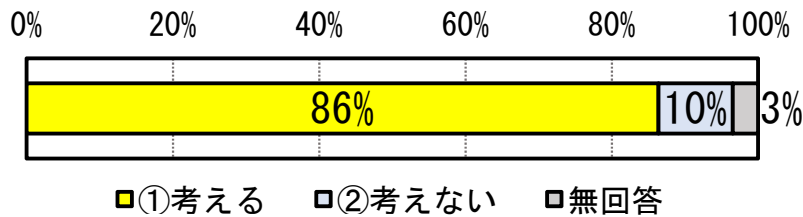


（注：津波の影響を受ける可能性のある680市町村を対象に調査実施）

図 4-3-15 推進計画にかかる国の支援策に対する自治体の認識度

国の支援策のいずれかを知っている市町村のうち、「国の支援が推進計画の作成に役立つと考える」と回答した市町村が約86%を占めており、国による支援が推進計画作成の促進に効果があることがわかる。

（有効回答＝国の支援策を知っていると回答した492市町村）



（注：492市町村を対象に調査実施）

図 4-3-16 推進計画にかかる国の支援策に対する自治体の認識度



支援策の認識度に関して、地域や津波浸水想定の設定状況等により、国の支援策の認識状況にどのような特徴があるか、全国 10 ブロックごとに整理を行った。

未作成市町村における国の支援策の認識状況（表 4-3-3-①）から、津波浸水想定の設定（表 4-3-3-②）、設定後一定期間の経過（表 4-3-3-③）により、それぞれ認識状況が向上していくことが望ましい。

各ブロックにおける推進計画を未作成の市町村全体のうち、国の支援を認識している市町村が占める割合が低いブロック（60%台）は、北陸、中国、九州、沖縄であった。

また、推進計画を未作成の市町村のうち、津波浸水想定が設定された都道府県内にある市町村に限ると、国の支援を認識している市町村が占める割合（表 4-3-3-②）は、概ね上昇する傾向が見られる。津波浸水想定の設定が、国の支援の認識状況に一定の効果があると考えられる。

また、津波浸水想定が設定された後、一定期間経過した地域において、推進計画の作成を検討する市町村の占める割合（表 4-3-3-③）が高くなるといった傾向は見られず、津波浸水想定の設定からの一定期間の経過と国の支援の認識状況との関連が強いとは言えない。

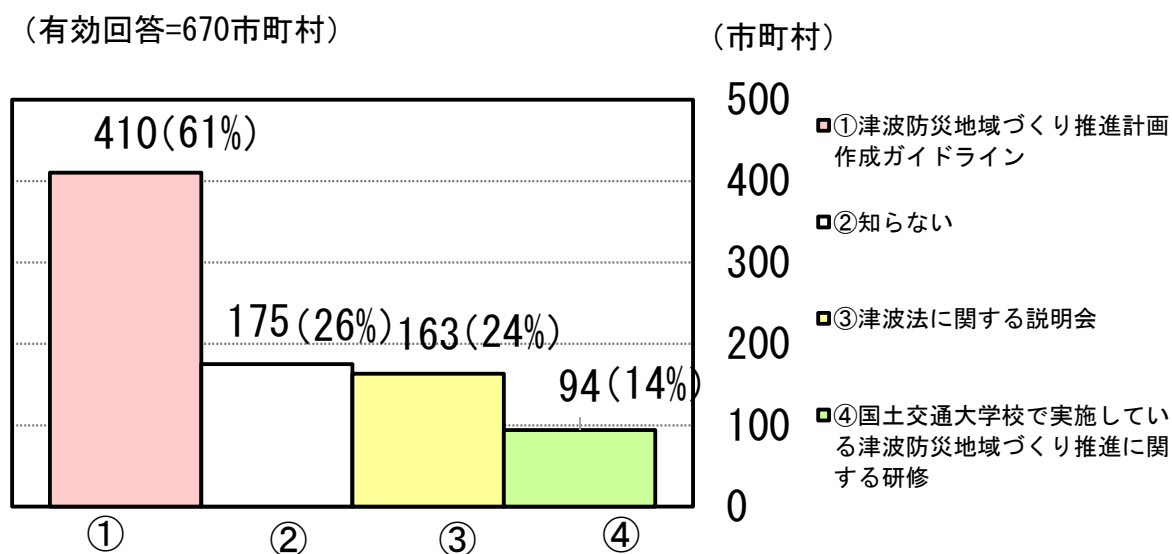
したがって、国の支援の認識度を高めるためには、説明会等を通じ、津波浸水想定設定後の経過時期に応じた周知内容の工夫、全国市町村への周知の徹底が必要である。

表 4-3-3 全国 10 ブロックにおける国の支援策の認識度

		北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
①	認識している市町村/未作成市町村	75%	70%	78%	68%	79%	84%	62%	89%	67%	67%
②	認識している市町村/浸水想定設定区域	81%	74%	92%	61%	87%	83%	63%	89%	68%	67%
③	認識している市町村/浸水想定後3年以上経過	-	69%	80%	-	94%	81%	81%	89%	71%	-

一方で、支援策ごとの認識度では、支援策を周知できる場としての「国土交通大学校で実施している津波防災地域づくり推進に関する研修」が14%、「津波法に関する説明会」が24%となっており、他の支援策より認識度が低くなっている。したがって、支援策を周知できる場としての研修や説明会を認識してもらうため、周知の徹底が必要である。

また、「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」の認識度は高く、推進計画作成を促進するための支援策として有効なツールになると考えられる。



(注：津波の影響を受ける可能性のある 680 市町村を対象に調査実施)

図 4-3-17 支援策ごとの認識度

なお、推進計画作成に係る都道府県の支援の認識状況については、津波防災地域づくり法に関する情報提供、推進計画作成に係る説明会等があげられており、国による支援のみならず、都道府県からの支援も推進計画作成促進には重要であると考えられる。

## < (2) 評価結果 >

推進計画を未作成市町村の考える、推進計画作成時の隘路は「担当者が少ない・不足している」「計画の具体的なイメージが持てない」が多くなっており、また、計画作成を未検討の市町村は検討中の市町村に比べ、「制度の概要や計画作成のメリットがわからない」「計画作成の手順・方法がわからない」の回答が多くなっていった。作成段階における課題に着目し、きめ細やかに支援を充実させていく必要がある。

推進計画を未作成の市町村と計画作成済みの市町村との間には、「計画作成の隘路」、「追加で講じる必要があると考えている津波対策」、「計画作成による効果・メリット」について、その認識に乖離が見られた。

このため、国による支援策の課題として、計画未作成の市町村に理解を深めるための方策を講じる必要性が挙げられる。具体的には、計画未作成の市町村に対し、作成済みの市町村が顧みる作成プロセスの工夫・留意点など既存事例等について、周知徹底を図る必要がある。

また、地域住民に対する調査により明らかになった推進計画に対するニーズ、津波防災の取組への参画に対する意識についても、計画の質の向上や作成後の計画の実効性を高めるためにも重要な情報であることから、市町村に対して周知徹底を図る必要がある。

国の支援策は、推進計画の作成に役立つと認識されている一方で、国の支援策を認識していない市町村が数多く存在することから、国の支援策について、説明会等を通じ、津波浸水想定設定後の経過時期に応じた周知内容の工夫、全国の市町村への周知の徹底が必要である。

### (3) 既作成の計画の実施状況

#### ①既作成の市町のグッドプラクティス

今後の推進計画作成の参考となるように、作成済みの9市町の推進計画に見られるグッドプラクティス（地域独自の工夫等）の整理を行った。

これら先行事例等の横展開が図られるよう、ガイドラインへの反映や研修等での活用を進めていく必要がある。

#### 既作成の9つの推進計画にみられる、グッドプラクティス（例）

リスク分析関係	○避難困難地域・防災無線等の伝達不能地域・道路遮断による地域孤立（田原市） ★被害リスク、課題、対策において、市内の各エリアの特性からのきめ細かな配慮がある
要配慮者関係	○沿岸地域の世帯数、特に高齢単独世帯数を示す（伊豆市） ★地域の特性から、配慮すべき対象者をきめ細かく現状分析している
産業関係	○地域の主要産業である水産業をとりまく各種業界団体へのヒアリング（焼津市） ★多層的サプライチェーンを構成する施設等や事業活動へのきめ細かい配慮がある
観光客関係	○観光客の避難誘導や帰宅までのサポート体制・観光客も考慮した備蓄確保（伊豆市） ★観光客など一時的滞在者にも円滑な避難への配慮が行き届いている
住民意識関係	○市提供の「地区カルテ」を受け、住民が主体となり地区ごとに作成する津波避難計画（浜松市） ★住民自ら避難訓練と計画見直しを重ねながら、津波への意識向上と避難の完成度を高める

図 4-3-18 作成済みの推進計画に見られるグッドプラクティス

#### ②既作成市町村の事業等の進捗

推進計画を作成済みの9市町からの聞き取りによると、計画に位置付けられた事業については、おおむね順調に進捗している。特に、避難路・避難タワー整備などの短期目標の事業については、施設の完成など実績があがっている。

#### <(3)の評価結果>

グッドプラクティス等は推進計画の作成等に有益な情報であることから、計画作成に当たって参考となる点を踏まえ、ガイドラインの改定を通じ、既存事例の周知、全国への横展開を図っていくことが必要である。

また、既作成の計画については、順調な進捗が見られているが、今後も引き続き定期的な確認が必要である。

## 第5章 警戒区域の取組状況と評価結果

### 5.1 評価の視点

警戒区域の指定を進めることにより、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の当該区域の危険度・安全度を住民等に知らせ、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に逃げることができるよう、警戒避難体制の整備を図ることは、最大クラスの津波から人命を守る上で極めて重要である。

国土交通省では、警戒区域指定の促進に向け、都道府県や市町村に対して説明会等の開催や「水害ハザードマップ作成の手引き」の公表等の支援策を講じているところであり、今般その実施状況等について評価を行う。

### 5.2 評価の手法

地域における具体的な施策の実施主体である都道府県及び市町村、また地域住民から、警戒区域の指定に関する調査を実施した。

それらのデータ等を元に、評価を実施する。

#### (1) 津波の影響を受ける全国の都道府県に対する調査

##### ①概要

津波の影響を受ける可能性のある都道府県を対象に、調査を実施。

##### ②対象自治体および配布・回収実績

40 都道府県に調査票を配布し、40 都道府県から回答を得た。

##### ③設問の主な構成

都道府県の警戒区域の指定に係る隘路や取組状況を把握。

#### (2) 津波の影響を受ける全国の市町村に対する調査

##### ①概要

津波の影響を受ける可能性のある市町村を対象に、調査を実施。

##### ②対象自治体および配布・回収実績

全国の 680 市町村に調査票を配布し、664 市町村から回答を得た。(津波災害警戒区域の指定された 74 市町のうち、73 市町から回答)

##### ③設問の主な構成

市町村の警戒区域に対する認識や取組状況の把握、区域の指定に係る隘路、国による支援の認知度等を把握。

#### (3) 沿岸部住民を対象としたアンケート調査

##### ①概要

沿岸部の地域住民を対象に、警戒区域に対する地域住民の認識把握を目的に、Web アンケートを実施。

## ②対象者および実績

津波浸水想定の設定・公表がされており、浸水想定区域を含む市町村において、沿岸部に居住する住民の方々に、かつ調査会社のモニター登録者であるものを対象に、Web アンケートデータを送付して実施

## ③設問の主な構成

地域住民の警戒区域の指定の必要性や警戒区域という名前への印象について把握。

## 5.3 施策の評価

### (1) 国による支援の効果

#### ①警戒区域の指定の状況

平成 30 年 3 月現在、33 の道府県で警戒区域の指定の前提となる津波浸水想定が設定されている。このうち、6 府県、74 市町で津波災害警戒区域が指定されているほか（表 5-3-1）、平成 29 年度内の指定をめざしている都道府県もあり、津波災害警戒区域の指定は徐々に増えている（図 5-3-2）。津波災害特別警戒区域の指定はこれまでにない。

表 5-3-1 津波災害警戒区域指定の推移

指定年月	都道府県	対象市町村数
平成 26 年 3 月	徳島県	10
平成 27 年 3 月	山口県	15
平成 28 年 2 月	山口県	4※
平成 28 年 3 月	静岡県	2
平成 28 年 4 月	和歌山県	19
平成 29 年 3 月	長崎県	20
	京都府	5
計	6 府県	74 市町

※山口県の平成 28 年 2 月に指定された 4 のうち 1 市（下関市）は平成 27 年 3 月に指定され、再度指定

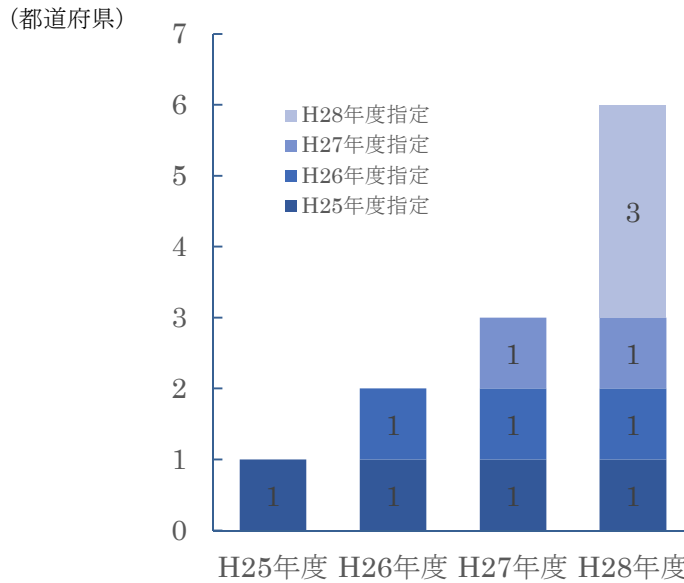


図 5-3-2 区域指定の進捗

なお、警戒区域の指定は都道府県知事が任意に行うが、その指定にあたっては市町村長の意見を聴くこととなっている。このため、徳島県、山口県、長崎県及び京都府では浸水想定区域を含む市町村全てで指定している他、静岡県及び和歌山県では合意のとれた市町村単位で個別に指定を行っている。

## ②国が行う支援策

### ○研修、説明会の実施

津波浸水想定を設定済みの 33 道府県のうち、24 道府県において警戒区域の制度等に関する説明会を実施している。また、国土交通大学校において、津波防災地域づくりに関する研修を平成 28 年 6 月、平成 29 年 6 月の 2 回実施しており、18 の道府県の担当者が参加した（研修の実施内容については、第 4 章 4.1（2）と同様）。

説明会は、浸水想定を設定した道府県において順次実施しており（表 5-3-3）、今後も浸水想定が設定され次第、当該都道府県の自治体を対象として説明会を実施する予定である。

### ○個別対応による支援

警戒区域の指定に際しては地域毎の課題があり、指定区域の考え方、警戒区域の公表方法、市町村との調整、区域指定後の市町村の取組等について関係都道府県と個別に相談に応じている。これまで、18 の道府県に対し行っているところである（表 5-3-3）。

表 5-3-3 説明会及び個別の支援対応の実施状況 (H29. 12 時点)

都道府県	浸水想定	説明会の実施	個別対応による支援
北海道	○	○	○
青森	○	○	○
岩手			
宮城			
秋田	○		
山形	○	○	○
福島			
茨城	○	○	
千葉			
東京			
神奈川	○	○	○
新潟	○	○	○
富山	○		○
石川	○		
岐阜	○		○
静岡	○	○	○
愛知	○	○	
三重	○	○	○
和歌山	○	○	○
大阪	○	○	
兵庫	○		
京都	○	○	
福井			
鳥取			
島根	○		
岡山	○	○	
広島	○	○	○
山口	○	○	○
徳島	○		○
香川	○	○	
愛媛	○	○	
高知	○	○	○
福岡	○		○
佐賀	○		
長崎	○	○	○
熊本	○	○	
大分	○	○	
宮崎	○	○	○
鹿児島	○	○	
沖縄	○	○	○
計	33	24	18



# ○「水害ハザードマップ作成の手引き」の公表

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、警戒区域の指定された市町村は、当該警戒区域を対象として津波ハザードマップを作成し公表することが義務づけられている。

ハザードマップの作成にあたっては、地域住民等のより効果的な避難行動に結びつけることが重要であることから、国土交通省では、各市町村がハザードマップの作成及び利活用する際の参考となるよう、水害リスクの表示方法を統一的に整理し、作成にあたっての考え方や推奨される事例等を提示した「水害ハザードマップ作成の手引き」を平成28年4月に公表している。

また、本手引きは各地で開催している説明会や自治体の担当者を集めた会議等で紹介している。

水害ハザードマップ作成の手引き概要		
<b>改定のポイント</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において「<b>早期の立退き避難が必要な区域を検査し、これを水害ハザードマップに明示</b>するよう、手引きに記載。</li> <li>◎ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、市町村において<b>事前に「地域における水害特性」等を十分に分析</b>することを推奨。</li> <li>◎ 利活用シチュエーションに応じた「<b>住民目録の水害ハザードマップ</b>となるよう、「<b>災害発生前にしっかりと勉強する場面</b>」、「<b>災害時に緊急的に確認する場面</b>」を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載。</li> </ul>		
<b>第1章 総説</b>		
<b>1.1 水害ハザードマップのあり方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水害ハザードマップは主に住民等の避難に活用されることを目的とし、第一に住民目録で作成されるべきの</li> <li>「災害発生前にしっかりと勉強する場面」「災害時に緊急的に確認する場面」のシチュエーションを意識し、住民等にわかりやすく提供できるように作成</li> </ul>	<b>1.2 水害ハザードマップの構成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水害ハザードマップは地図面と情報・学習面で構成し、利活用シチュエーションを考慮しながら作成</li> </ul>	<b>1.3 対象とする水害</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波を対象として作成</li> </ul>
<b>1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「浸水想定区域図作成」→「地域における水害特性等の分析、広域避難を含む避難手法・複数災害の取扱いに関する検討」→「水害ハザードマップ作成」→「公表・周知」→「利活用の取組」→（適宜見直し）のサイクルを推奨</li> </ul>	<b>1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水害ハザードマップは市町村が作成し、国及び都道府県は積極的に支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利活用については市町村、都道府県、国が協力して実施</li> <li>水害ハザードマップの作成、利活用は、浸水想定を実施する土木部局等と避難に関する検討を行う防災部局等が連携して実施</li> </ul>
<b>第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての基本事項の検討</b>		
<b>2.1 地域における水害特性・社会特性の分析</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水害ハザードマップを作成する際には、地域の水害特性や社会特性によって水害リスクは異なることから、これらを事前に十分に把握することが必要</li> <li>これらの特性を踏まえて避難方法等を検討するとともに、重点的に対策を執る必要があると想定される水害を優先し、水害ハザードマップに反映</li> </ul>	<b>2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は水防法等に基づき想定最大規模の水害に対する避難計画を検討し、その結果を水害ハザードマップに反映</li> <li>ただし、洪水、内水、高潮については、比較的発生頻度の高い計画規模等の水害と想定最大規模の水害とで避難誘導や安全な避難場所が大きく異なる場合は、安全に2次避難場所へ避難できるよう移行判断基準、2次避難</li> </ul>	<b>2.3 早期の立退き避難が必要な区域の検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水浸が深い区域等、生命・身体に直接影響を及ぼす恐れのある区域について、市町村等において「早期の立退き避難が必要な区域」として設定し水害ハザードマップに表示</li> <li>一方で、災害時には、個人がおかれた状態に応じて、自らの判断で臨</li> </ul>
<b>第3章 水害ハザードマップの作成方法</b>		
<b>3.1 利活用シチュエーションの検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>利活用シチュエーションについて、いつ（平時、緊急時）、どこで（自宅、自宅外）、誰が（一般、避難行動要配慮者、外国人）の観点から整理、検討</li> <li>それぞれの利活用シチュエーションを踏まえた水害ハザードマップ（紙媒体、電子版等）を作成</li> </ul>	<b>3.2 水害ハザードマップの作成範囲（表示区域）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>作成範囲は市町村の範囲に加え、住民の生活範囲なども念頭に市町村界の外側についても地図、浸水情報、避難場所等を表示</li> </ul>	<b>3.3 水害ハザードマップの縮尺</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等が避難計画等を検討できるよう、各々の住宅、避難場所、避難経路等が判別できる縮尺（1/10,000～1/15,000程度）大きい縮尺を標準</li> </ul>
<b>3.4 地図面での記載事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間、早期の立退き避難が必要な区域、避難経路、避難場所等</li> </ul>	<b>3.5 情報・学習面での記載事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>予警報・避難勧告等の情報伝達方法、避難勧告・避難行動に関する事項、水害シナリオ、水害発生メカニズム、過去の水害実績、地下街等に関する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事項、避難訓練の実施に関する事項、緊急時・平時の心構え 等</li> </ul>
<b>第4章 水害ハザードマップの公表・活用方法</b>		
<b>4.1 周知・活用の重要性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水害ハザードマップを水害時の住民避難に有効活用するため、作成・配布だけでなく、様々な機会を通じて継続的に周知するとともに、ワークショップ、避難訓練、防災教育等での活用を徹底して行い、理解促進に努める</li> </ul>	<b>4.2 周知方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>周知は印刷物の配布だけでなくインターネットでの公表、マスメディアを通じた広報、内容や見方の説明会の開催等定期的に幅広く行うことが重要</li> </ul>	<b>4.3 防災教育の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合学習等、学校教育カリキュラムでの活用、地域の防災リーダーの育成</li> </ul>
<b>4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政から配布、説明するだけでなく、水害ハザードマップを住民等が自ら活用し、個々人の避難計画を検討する等、行政と住民等とのリスクコミュニケー</li> </ul>	<b>4.4 避難の実行性を高めるための工夫</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.1 住民自ら手動で取組の推進</li> <li>水害ハザードマップに自ら記載する機能設定、記載方法の説明会を実施</li> <li>自治会単位での水害ハザードマップの作成（地区防災計画との連携）</li> <li>マシ防災マップ、災害避難カードの作成の取組での活用</li> <li>4.4.2 まるごとまちごとハザードマップ</li> <li>まるごとまちごとハザードマップの取組推進</li> </ul>	

図 5-3-4 水害ハザードマップ作成の手引きの概要

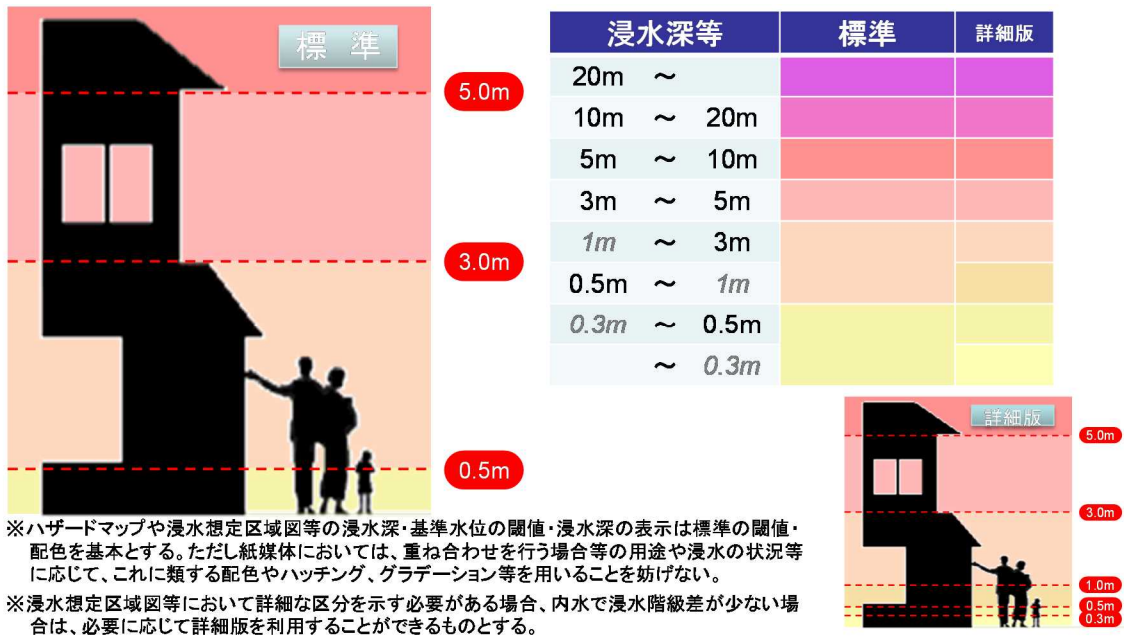


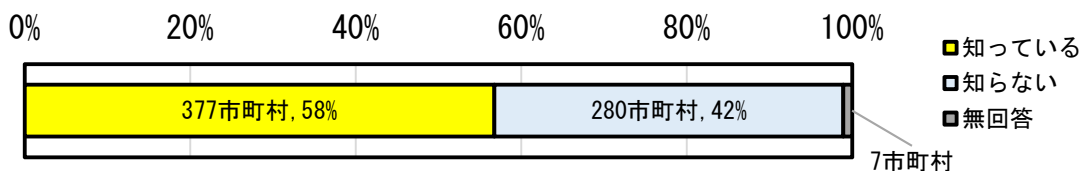
図 5-3-5 水害ハザードマップ作成の手引きにおける内容例（浸水深カラーの統一）

### ③支援の有効性

上記②で示した研修、説明会の開催、個別対応による支援及び「水害ハザードマップ作成の手引き」の公表等の国の支援に対する評価について、調査結果を元に整理した。

津波の影響を受ける可能性のある市町村において、これらの国の支援に係る認知度としては、「知らない」と回答した市町村が約4割にのぼった。

(有効回答=664 市町村)

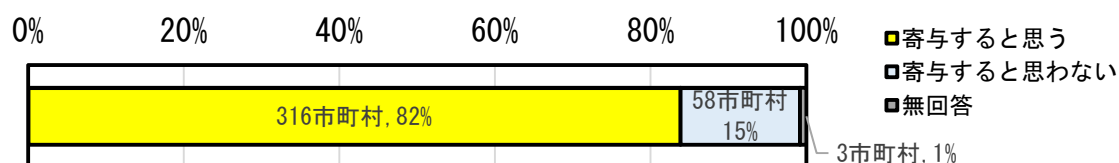


(注：津波の影響を受ける可能性のある 680 市町村を対象に調査実施)

図 5-3-6 国の支援に対する市町村の認知度

また、これらの国の支援が警戒区域の指定に寄与するかについては、上記の調査で「知っている」と回答した 377 の市町村のうち、「寄与すると思う」と回答した市町村が約8割を占めた。

(有効回答＝図 5-3-6 で知っているとは回答した 377 市町村)



(注：377 市町村を対象に調査実施)

図 5-3-7 国の支援を知っていると回答した市町村における国の支援への認識

### <(1)の評価結果>

国の支援などにより警戒区域の指定は6府県において指定の実績があるが、区域指定のさらなる推進を図ることが必要である。

現行の説明会等の支援内容については有効であると考えられており、国の取組を知らない自治体にも広げてさらに指定を促進していくため、全国の市町村への周知の徹底が必要である。

### (2) 国による支援策の課題点等

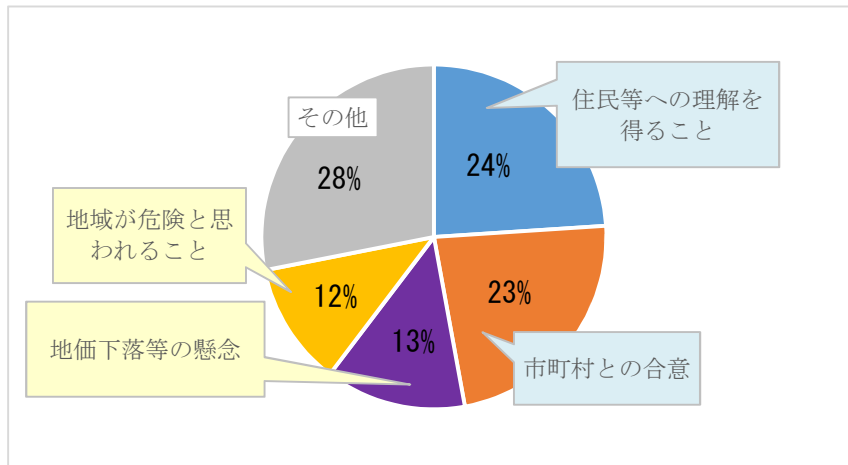
#### ①警戒区域の指定にかかる隘路

調査結果を元に、警戒区域の指定に際してどのような課題があるのかについて整理した。

都道府県における津波災害警戒区域の指定に係る支障については、「住民等への理解を得ること」、「市町村との合意」といった関係者との調整に関することが全体の回答の半数を占めた(図 5-3-8)。津波災害特別警戒区域については、津波災害警戒区域における結果と同様に関係者との調整に関する回答が全体の約4割に及んだほか、津波災害特別警戒区域が指定された場合、区域内において制限用途の対象となる要配慮者利用施設の新築・改築を行う場合に耐浪性を含む津波に対して安全な構造が確認された施設であることが求められることから、「要配慮者利用施設管理者の理解を得ること」との回答が全体の約2割を占めている(図 5-3-9)。

このほか、「地価下落等の懸念による影響」、「地域が危険と思われること」といった警戒区域の持つイメージに関する回答が全体の2～3割あった。

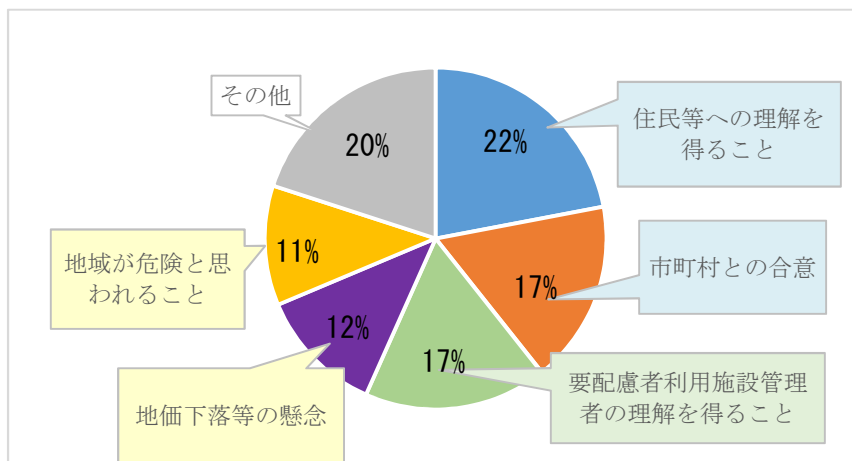
(有効回答=40 都道府県 (複数回答含む) の集計)



(注：津波の影響を受ける可能性のある40都道府県を対象に調査実施)

図 5-3-8 津波災害警戒区域の指定に係る支障

(有効回答=40 都道府県 (複数回答含む) の集計)

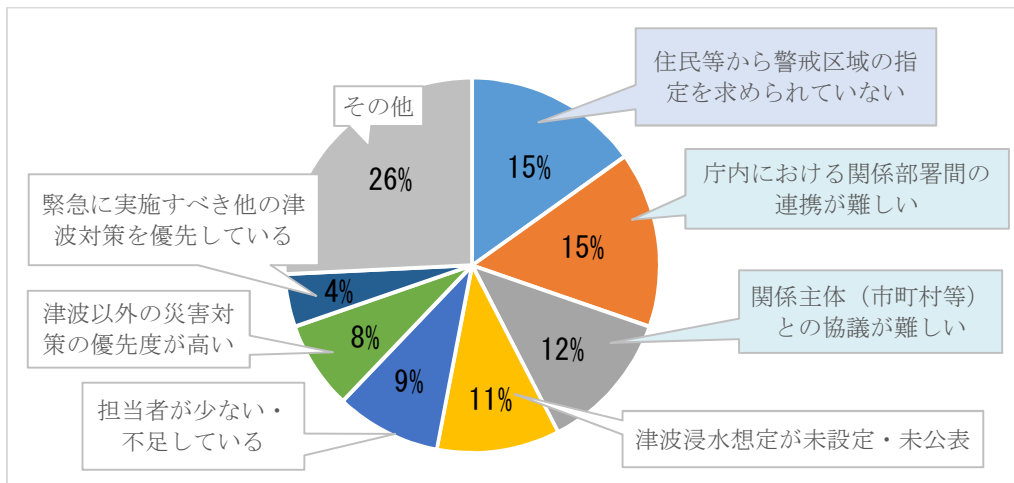


(注：津波の影響を受ける可能性のある40都道府県を対象に調査実施)

図 5-3-9 津波災害特別警戒区域の指定に係る支障

また、津波災害警戒区域が未指定の都道府県における同区域の指定が進まない理由を整理したところ、「住民等から指定を求められていない」、「庁内における関係部署間の連携が難しい」、「関係主体（市町村等）との協議が難しい」とする回答が全体の約4割を占めた（図 5-3-10）。

(有効回答＝津波災害警戒区域が未指定の34都道府県（複数回答含む）の集計)



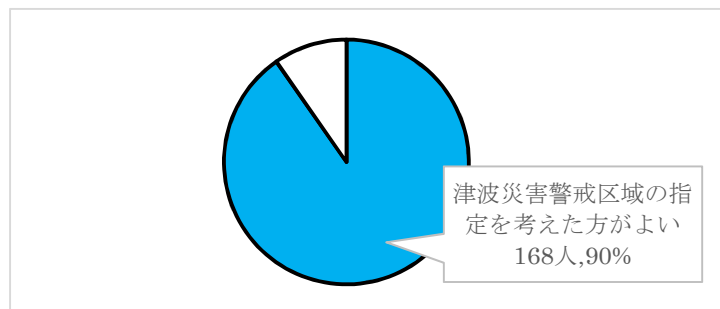
(注：津波災害警戒区域が未指定の34都道府県を対象に調査実施)

図 5-3-10 津波災害警戒区域の指定が進まない理由

このうち、「住民等から警戒区域の指定を求められていない」と回答している都道府県について、さらに沿岸部の住民を対象としたアンケートの結果を整理した（図 5-3-11）。

その結果、当該都道府県内においても、対象となる回答者の9割が「津波災害警戒区域の指定を考えた方がよい」と回答しており、警戒区域の指定を求めている住民もいることが分かった。

(有効回答＝住民等から指定を求められていないとする都道府県内の住民186人)



(注：住民186人を対象にWebアンケート実施)

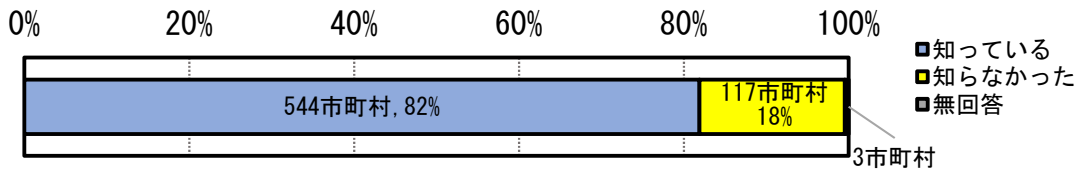
図 5-3-11 津波災害警戒区域の指定の必要性

## ②警戒区域の指定に係る市町村の認識

津波の影響を受ける可能性のある都道府県及び市町村において、警戒区域についてどのような認識にあるかについて整理した。

この結果、当該市町村では、津波災害警戒区域の制度を「知っている」との回答が約8割あったものの、「知らなかった」とする回答が約2割に及んだ（図 5-3-12）。

(有効回答=644 市町村)



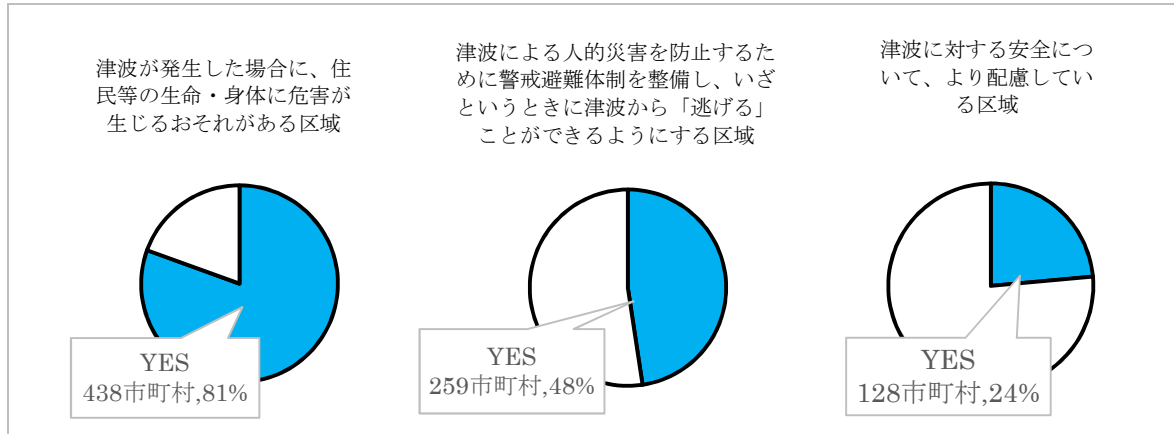
(注：津波の影響を受ける可能性のある 680 市町村を対象に調査実施)

図 5-3-12 津波災害警戒区域の指定の制度への理解

上記の図 5-3-12 の設問で「知っている」とした 544 市町村を対象として、津波災害警戒区域についてどのように理解しているかについて整理したところ、津波災害警戒区域が「津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域」であることの認識は約 8 割ある一方で、同区域の意味である「津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるようにする区域」との認識は約 5 割となり、さらに同区域の設定の趣旨である、「津波に対する安全について、より配慮している区域」であるとの認識は約 2 割にとどまった (図 5-3-13)。

このことから、制度を「知っている」としている市町村であっても、必ずしも警戒区域の制度の趣旨について十分に理解されていない状況にあることが分かった。

(有効回答=津波災害警戒区域を知っていると回答した 544 市町村)



(注：544 市町村を対象に調査実施)

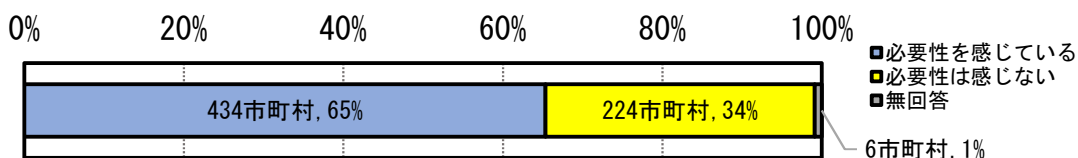
図 5-3-13 津波災害警戒区域の制度を知っていると回答した方の警戒区域に係る認識

また、津波災害警戒区域の必要性を感じているかについては、「必要性を感じている」とする市町村が約 7 割あった一方、約 3 割が「必要性は感じない」とされ (図 5-3-14)、また、津波災害特別警戒区域について「必要性を感じている」とする市町村は約 6 割であった (図 5-3-15)。

「必要性を感じている」とする市町村からは、表 5-3-16 のとおり、区域指定が「地域の防災意識向上」に必要ななどの回答がある一方、必要性を感じていない市町村からは、「津波浸水想定の設定・公表により、すでに津波災害リスクを周知済み

である」など警戒区域指定と浸水想定の設定との混同や、「住民に対するメリットが無く、むしろ風評被害等で、地元観光業等の衰退が予想される」など警戒区域指定の意義が十分理解されていないための回答と考えられるものがあった。

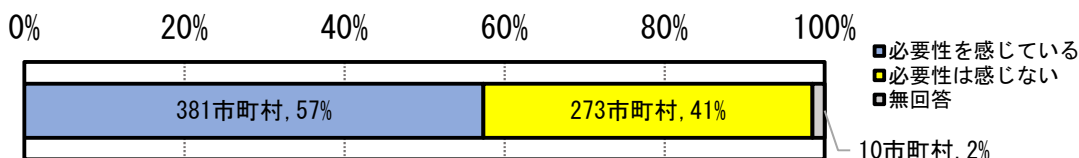
(有効回答=664 市町村)



(注：津波の影響を受ける可能性のある 680 市町村を対象に調査実施)

図 5-3-14 津波災害警戒区域の指定の必要性

(有効回答=664 市町村)



(注：津波の影響を受ける可能性のある 680 市町村を対象に調査実施)

図 5-3-15 津波災害特別警戒区域の指定の必要性

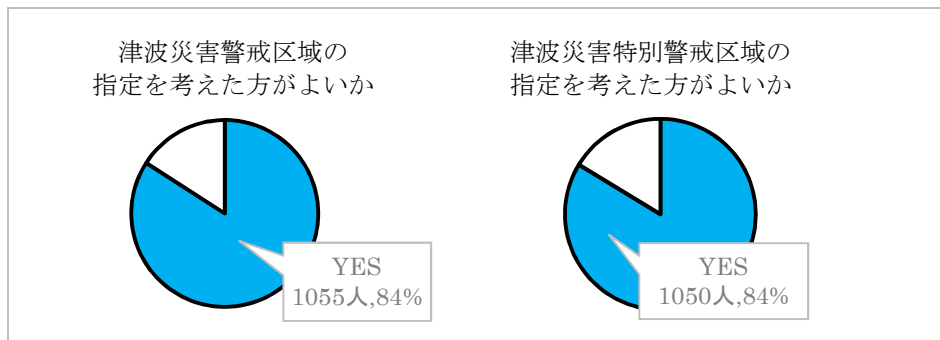
表 5-3-16 警戒区域の必要性を感じている、または感じていない理由

感じて いる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災意識向上</li> <li>・地域への津波災害リスクの周知</li> <li>・今後の警戒避難体制の構築の検討に必要</li> <li>・避難指示等の際の区域指定に活用できる</li> <li>・ハザードマップを作成時に活用できる</li> </ul>
感じて いない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域の指定に関わらず、行政のやるべきことは変わるわけではない</li> <li>・指定に関係なく、ソフト対策は実施すべきであるから</li> <li>・建築制限等がないため、従前の対策とやる事は変わらない</li> <li>・津波浸水想定の設定・公表により、すでに津波災害リスクを周知済みである</li> <li>・津波浸水想定と混同し、混乱が生じる恐れがある</li> <li>・警戒区域指定後に行うべき取組をすでに実施している</li> <li>・具体的に追加で取り組むものがないなか指定は、住民の不安感をあおるだけ。</li> <li>・住民に対するメリットが無く、むしろ風評被害等で、地元観光業等の衰退が予想される</li> <li>・指定により人口減少が更に進む恐れがある</li> <li>・現在に既に対策は実施している</li> </ul>

### ③警戒区域の指定に係る地域住民の認識

津波浸水想定の設定された市町村において、警戒区域の指定を考えた方がよいか、当該市町村の沿岸部の住民のアンケート結果を整理したところ、約8割の方が「指定を考えた方がよい」との回答だった（図5-3-17）。

（有効回答=1,254人）



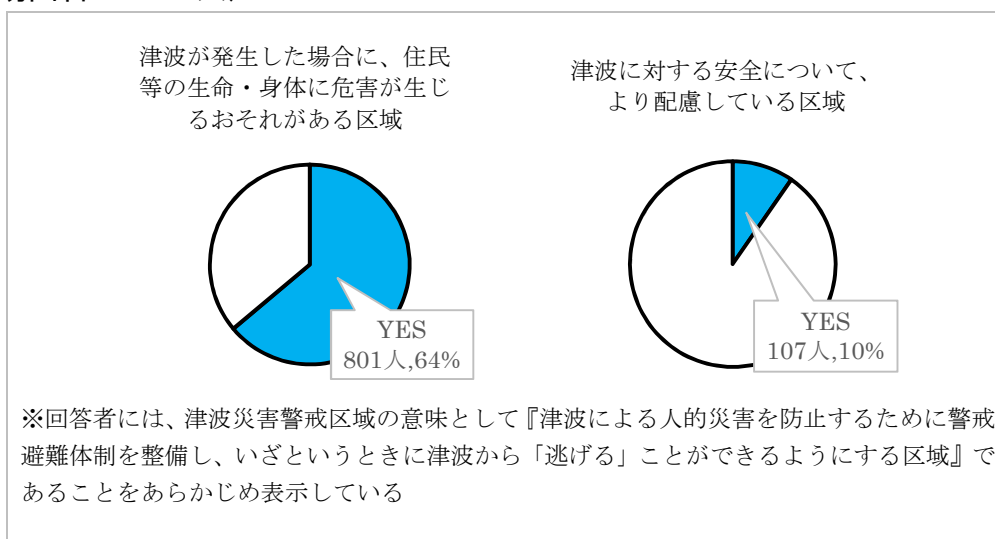
（注：沿岸部住民1,254人を対象にWebアンケート実施）

図5-3-17 警戒区域の指定の要否

これらの住民が、警戒区域についてどのような印象を持っているかについては、約6割の方が「津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域」と回答する一方、法が持つ本来の趣旨である、「津波に対する安全について、より配慮している区域」と回答した方は約1割であった（図5-3-18）。

警戒区域に係る沿岸の住民の認識は、津波に対して危険であることを示す区域としてのイメージが先行し、制度内容が適切に理解されていないことが分かった。

（有効回答=1254人）



（注：沿岸部住民1,254人を対象にWebアンケート実施）

図5-3-18 津波災害警戒区域という名称への印象

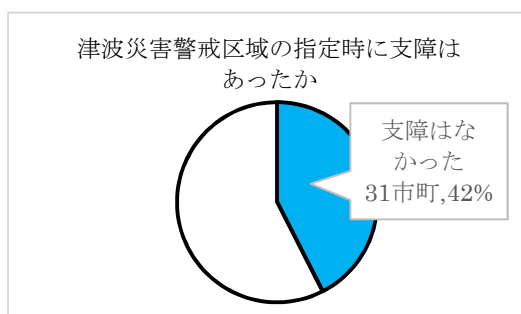


#### ④指定済みの府県内の市町における指定に係る対応

津波災害警戒区域の指定された市町において、指定に際してどのような支障があり、どのような対応が必要であったかについて整理した。

その結果、図 5-3-19 のとおり約 4 割の市町で指定において「支障はなかった」とされているものの、残りの約 6 割の市町も含め、図 5-3-20 のとおり津波災害警戒区域指定済みの市町の約 9 割で「警戒区域指定の意義や必要性を説明」が必要としている。

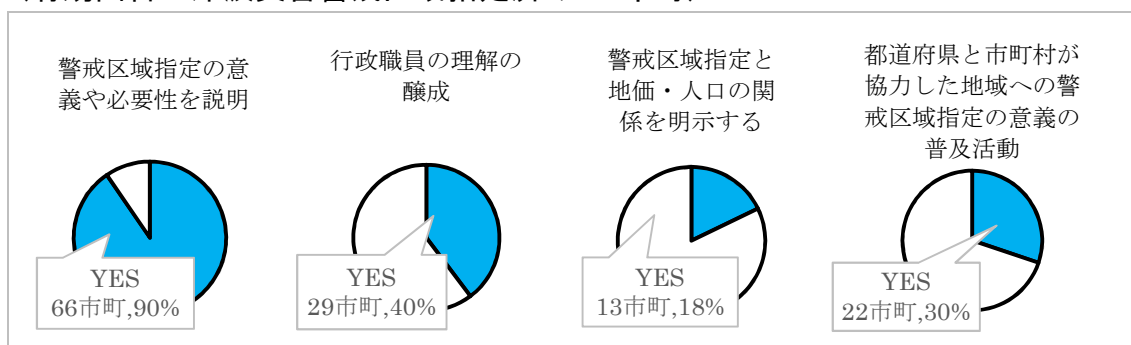
(有効回答＝津波災害警戒区域指定済み 73 市町)



(注：津波災害警戒区域指定済み 74 市町を対象に調査実施)

図 5-3-19 津波災害警戒区域の指定に係る支障

(有効回答＝津波災害警戒区域指定済み 73 市町)



(注：津波災害警戒区域指定済み 74 市町を対象に調査実施)

図 5-3-20 地域住民の理解を得るためにどのような対応が必要か

また、津波災害警戒区域を指定済みの 6 府県における指定時の支障への対応については、

市町村との調整においては、

- ・ 「連絡調整会議」を設置し、区域指定に向けた検討・調整を実施
- ・ 関係市町への説明会
- ・ 担当者の理解を深めるための丁寧な説明
- ・ 密な連絡調整

を行うことが必要としている。

住民等への理解の獲得のための対応については、

- ・ HP 等による情報提供
  - ・ 関係者への説明会の開催
  - ・ 市町単位で実施したフォーラム等を活用し、目的等の説明
  - ・ 制度内容の正確な伝達
- が必要であるとしている。

## ＜（２）の評価結果＞

警戒区域の指定にあたっては、地域の住民等の理解や関係者との調整を区域指定の支障として挙げている自治体が多く、他方、地域住民や市町村担当者において警戒区域の意義について十分に理解されていないと考えられることから、すでに警戒区域を指定した自治体が区域指定の際に行った関係者との調整例の紹介や、市町村や住民等に対し、警戒区域の持つ意義・効果への理解促進を図っていくことが必要である。

また、警戒区域の指定において、都道府県等からは住民等から指定を求められていないといった回答もあるが、警戒区域の指定を進めていくプロセスの中で指定の意義等について住民等への理解を深めていくことが重要であり、区域指定済みの都道府県からも住民等への理解の獲得のための対応の必要性が指摘されているところである。

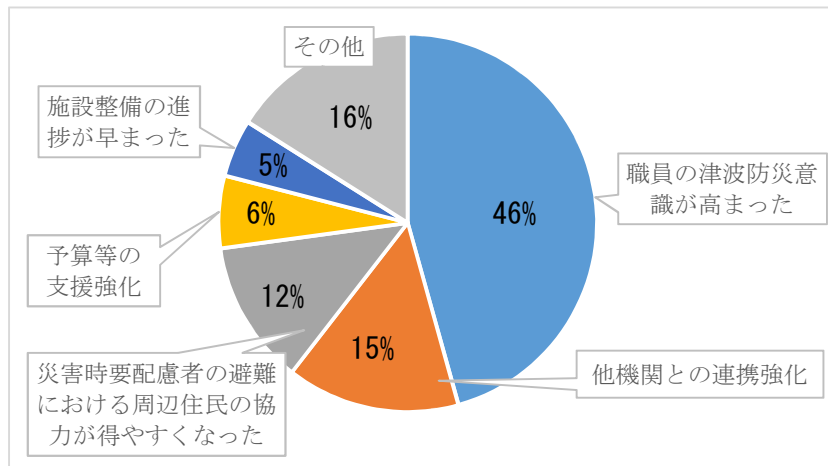
## （３）警戒区域の指定による効果

### ①指定によるメリット

津波災害警戒区域の指定された市町において、警戒区域の指定によりどのようなメリットが得られたかについて整理した。

この結果、津波災害警戒区域を指定済みの市町では「職員の津波防災意識が高まった」という回答が全体の約５割を占めた。また、「他機関との連携強化」や「要配慮者の避難における周辺住民の協力が得られやすくなった」との回答もあった。そのほか、津波災害警戒区域の指定を受けて新規の事業の検討や進捗が早まった、避難計画の策定、避難場所の見直しや避難タワーの整備などを進めているとする市町もあった（図 5-3-21）。

(有効回答＝津波災害警戒区域指定済み 73 市町（複数回答含む）の集計)



(注：津波災害警戒区域指定済み 74 市町を対象に調査実施)

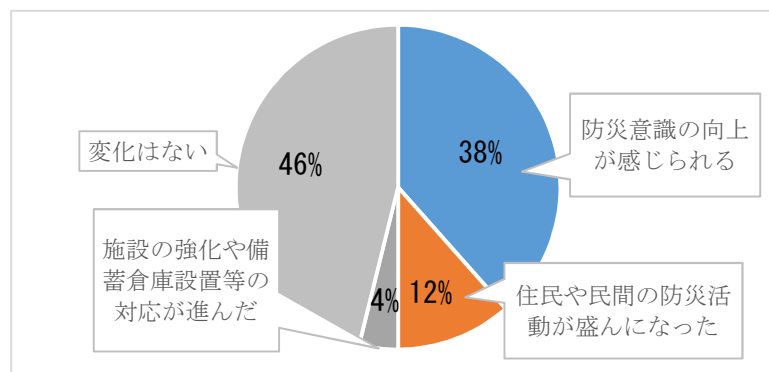
図 5-3-21 警戒区域の指定による行政のメリット

## ②指定後の住民等の防災意識

津波災害警戒区域の指定された市町およびその住民において、指定後の防災意識がどのように変化したかについて整理した。

津波災害警戒区域指定後の市町における地域の意識・活動について、「防災意識の向上が感じられる」という回答が全体の約 4 割を占めた。また、「住民や民間の防災活動が盛んになった」、「施設の強化や備蓄倉庫設置等の対応が進んだ」との回答があった (図 5-3-22)。

(有効回答＝津波災害警戒区域指定済み 73 市町（複数回答含む）の集計)

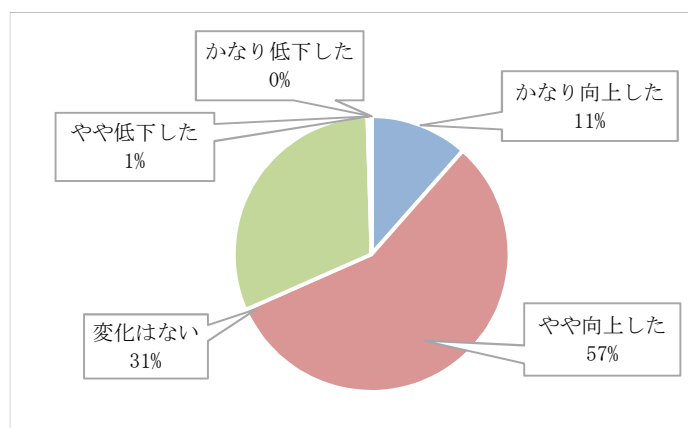


(注：津波災害警戒区域指定済み 74 市町を対象に調査実施)

図 5-3-22 警戒区域の指定による行政のメリット

さらに、津波災害警戒区域のある市町の沿岸部の住民に対するアンケート結果では、津波災害警戒区域の指定後、津波災害への防災意識は津波浸水想定公表後と比べどの程度変化したと感じているかについて、約 7 割の方が「かなり向上した」または「やや向上した」と回答している (図 5-3-23)。

(有効回答＝津波災害警戒区域のある市町の住民 183 人)

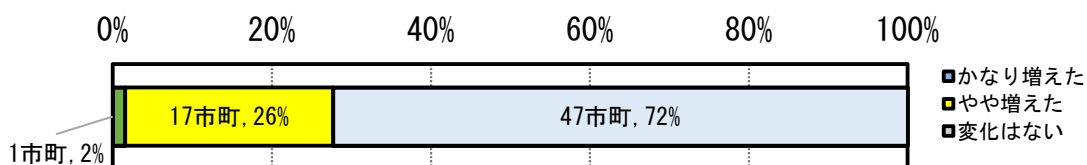


(注：津波災害警戒区域のある市町の住民 183 人を対象にWebアンケート実施)

図 5-3-23 津波災害警戒区域の指定後の防災意識

津波災害警戒区域指定後の地域の住民の津波避難訓練への参加状況については、約 3 割の市町において、「かなり増えた」または「やや増えた」との回答があった(図 5-3-24)。

(有効回答＝無回答を除いた 65 市町)



(注：津波災害警戒区域指定済み 74 市町を対象に調査実施)

図 5-3-24 津波災害警戒区域の指定後の住民の訓練への参加状況

### ③指定後の市町村における取組

#### ○地域防災計画の拡充

津波防災地域づくりに関する法律の第 54 条には、市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、津波に係る避難訓練の実施に関する事項、地下街等又は要配慮者利用施設であって円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地について定めることと規定されている。

市町村への調査結果を基に、警戒避難体制に関する事項の市町村防災計画への記載状況並びに津波ハザードマップの作成・公表状況を整理した。

この結果、伝達や避難場所、訓練の記載を充実させた市町は 6 割以上であった(図 5-3-25)。

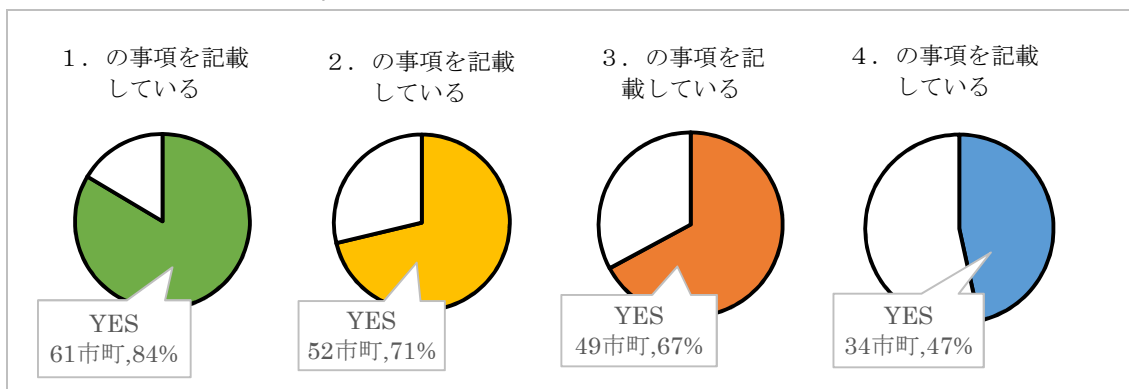
また、平成 28 年 12 月以前に指定された 48 市町に限定した場合、伝達等の記述を充実させている市町は 8 割以上であった（図 5-3-26）。

### 地域防災計画に記載すべき警戒避難体制に関する事項の記載状況

津波災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画について、下記の 1. ～4. の記載状況を市町村に確認。

1. 津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
2. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
3. 津波に係る避難訓練の実施に関する事項
4. 地下街等又は要配慮者利用施設であって円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地

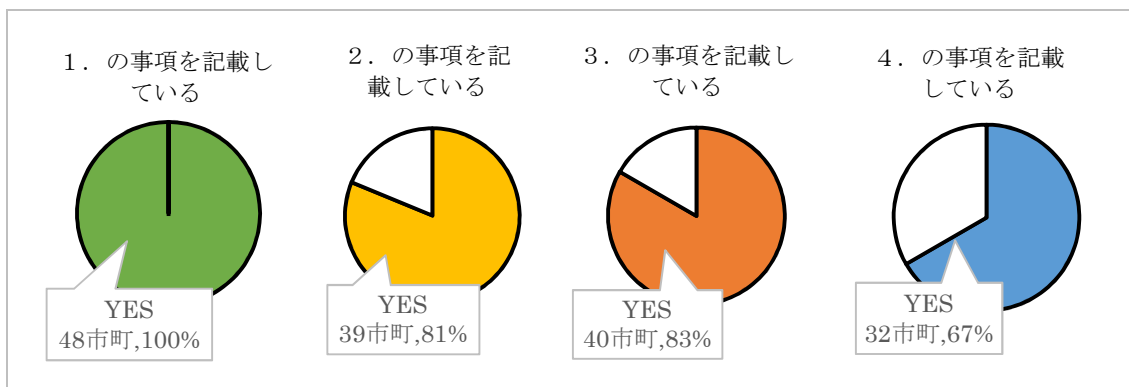
(有効回答＝津波災害警戒区域指定済み 73 市町)



(注：津波災害警戒区域指定済み 74 市町を対象に調査実施)

図 5-3-25 地域防災計画への記載状況 1 (津波災害警戒区域内の全ての市町村)

(有効回答＝平成 28 年以前に指定されている 48 市町)



(注：平成 28 年以前に津波災害警戒区域指定済み 49 市町を対象に調査実施)

図 5-3-26 地域防災計画への記載状況 2 (長崎県、京都府を除く津波災害警戒区域内の市町村)

## ○ハザードマップの作成

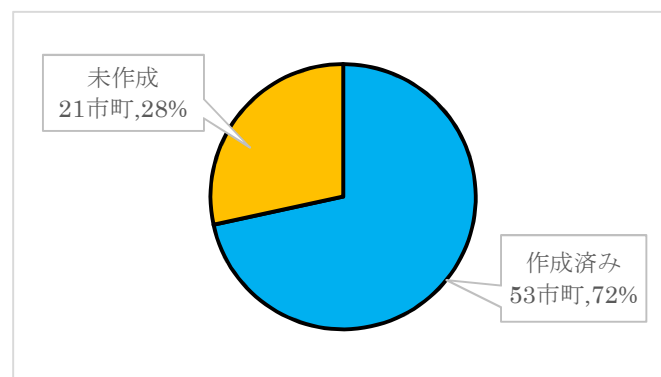
市町村の長は、法第 55 条により、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないと規定されている。

このため、各市町村では市町村地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を記載するとともに、津波ハザードマップを作成し、警戒区域の指定ならびに指定区域の周知を進めているところである。

平成 29 年 9 月末時点における、津波災害警戒区域が指定された 74 市町の津波ハザードマップ作成状況については、53 市町で作成されている（国土交通省調べ、図 5-3-27）。

また、津波災害警戒区域の指定が平成 28 年 12 月以前に行われていなかった長崎県、京都府の市町を除いた場合、9 割以上の市町で津波ハザードマップが作成されている（国土交通省調べ、図 5-3-28）。

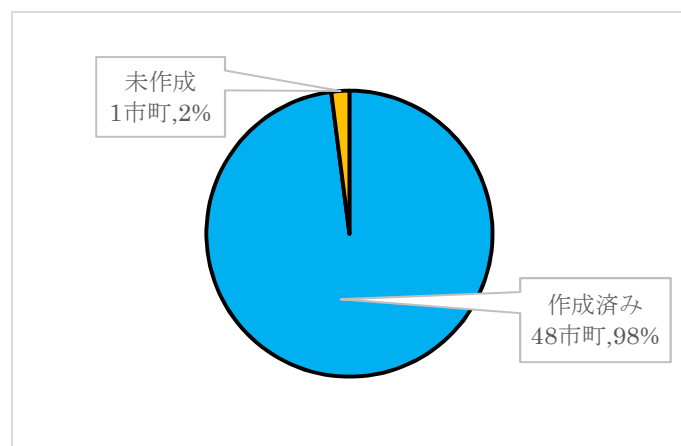
（有効回答＝津波災害警戒区域指定済み 74 市町）



（注：津波災害警戒区域指定済み 74 市町を対象に調査実施）

図 5-3-27 津波ハザードマップの作成状況

（有効回答＝平成 28 年以前に指定されている 49 市町）



（注：平成 28 年以前に津波災害警戒区域指定済み 49 市町を対象に調査実施）

図 5-3-28 津波ハザードマップの作成状況（長崎県、京都府を除く）

### ＜（３）の評価結果＞

警戒区域の指定は、市町村における警戒避難体制の整備や住民等の防災意識の向上に寄与しており、こうした指定の効果等の事例をまとめ、全国への横展開を図っていくことが必要である。

また、平成 28 年 12 月までに警戒区域の指定された市町では、地域防災計画の拡充や津波ハザードマップの作成が着実に進んでいる。それ以降に区域指定された市町でまだ拡充等が進んでいないところについても、対応が進むよう周知していく必要がある。

## 第6章 評価結果と今後の方向性

### 6.1 評価結果

第4、5章で示した推進計画の作成及び警戒区域の指定に関する国の支援策について、それぞれの主な課題は、以下のとおりである。なお、推進計画の作成、警戒区域の指定に係る共通の課題として、より強力な支援体制が必要である。

#### 6.1.1 推進計画の作成に関する国の支援策

計画を作成済みの市町村は現在9市町であり、計画作成のさらなる推進を図るためには、作成に当たって市町村が感じる隘路の分析などの現状分析を通じて、国の支援策の課題を明らかにし、今後の対応を検討することが必要である。

##### (1) 推進計画の作成に当たっての隘路

計画未作成の市町村では、計画作成に当たって隘路と考えるものとして、「担当者が少ない・不足している」、「計画の具体的なイメージが持てない」、「計画作成の手順・方法がわからない」等の回答が多く、作成プロセスを理解しておらず、効率的な作成に必要なノウハウがないことが分かる。

そのため、各市町村の認識状況や計画作成の検討段階を念頭に、既作成市町村の事例を活用して、作成プロセスにおける工夫、留意点等を全国市町村に対し周知徹底するとともに、計画作成にあたって、寄り添った支援（アドバイス等）を行う必要がある。

さらに、計画作成にあたって参考となるグッドプラクティス等を踏まえたガイドラインの改定を通じ、既存事例の周知、全国への横展開を図っていくことも必要である。

また、その他に「制度の概要や計画作成のメリットがわからない」といった回答も多かったことから、制度を知らない市町村や計画作成に関心のない市町村に対して、計画作成の意義や必要性を強力に喚起していくことも必要である。

##### (2) 国の支援内容に対する認知度

また、計画未作成の市町村のうち、国の支援を認知している市町村の大半では、国の支援策が計画の作成に役立つと認識されている一方で、国の支援策を認識していない市町村が数多く存在する。

そのため、国の支援策の内容について、説明会等を通じ、全国の市町村へ周知の工夫、徹底が必要である。

#### 6.1.2 警戒区域の指定に関する国の支援

津波災害警戒区域を指定した実績のある都道府県は現在6府県であり、警戒区域の



指定、さらなる推進を図るためには、警戒区域の指定の隘路や警戒区域に関する市町村等の認識の分析などの現状分析を通じて、国の支援策の課題を明らかにし、今後の対応を検討することが必要である。

### (1) 国の支援の有効性

警戒区域の指定に際して国が行っている現行の支援策については、支援内容は8割で有効と認識されている一方、そのうち国の取組を知らない自治体が4割に及んでいた。今後は、国の取組を知らない自治体にも支援を広げるため、支援策の全国の市町村への周知の徹底が必要である。

### (2) 警戒区域の指定に係る隘路・区域指定に係る市町村等の認識

警戒区域の指定にあたっては、地域の住民等の理解や関係者との調整を区域指定の支障として挙げている自治体が多く、他方、地域住民や市町村担当者において警戒区域の意義について十分に理解されていないと考えられることから、すでに警戒区域を指定した自治体が区域指定の際に行った関係者との調整例の紹介や、市町村や住民等に対し、警戒区域の持つ意義・効果への理解促進を図っていくことが必要である。

また、警戒区域の指定において、都道府県等からは住民等から指定を求められていないといった回答もあるが、警戒区域の指定を進めていくプロセスの中で指定の意義等について住民等への理解を深めていくことが重要であり、区域指定済みの都道府県からも住民等への理解の獲得のための対応の必要性が指摘されているところである。

## 6.2 今後の方向性

上記で示した課題に対応するため、新たな取組を進めることとする。また、推進計画の作成、警戒区域の指定に係る共通の課題に対応するため、以下の二つの取組を新たに進めることとする。

- ・本省、地方整備局や都道府県の関係部局で支援体制を構築し、自治体に津波防災地域づくりの必要性等について理解を求め、積極的な調整・助言を行う。
- ・津波浸水想定が設定されていても具体的な取組に至っていない自治体の首長等に直接働きかけを行い、取組の必要性等について喚起する。

### 6.2.1 推進計画の作成に関する国の支援策

市町村による推進計画の作成の促進に向けて、当面は以下の新たな取組を進めることとする。また、これらの新たな取組を通じて、自治体との関係を密にしていくことで、さらなる計画作成の推進に必要な支援のニーズの有無等について把握していき、さらなる支援策の充実化の必要性について検討していく。

## (1) ガイドラインの改定

### <作成プロセス等の解説>

平成28年6月、当時作成済みの4市町のヒアリング結果等を踏まえ、ガイドラインを策定したが、現時点で作成済み市町は9市町に拡大し、作成のノウハウ等が蓄積されてきているところ。

さらに、今般の政策レビューにおいて未作成自治体や既作成自治体からの聞き取りにより、計画作成の促進における課題等が明らかになってきたところ。

こうした、未作成自治体の抱える課題を踏まえた上で、既作成自治体から聞き取った苦労点（どうやって関係者とのコンセンサスを得たか等）、担当部署の決め方等を含めた作成プロセス等を明らかにし、グッドプラクティス（住民を巻き込みながら作成、少人数の担当で作成など）として横展開すべく、ガイドラインを改定していく。

### <既存計画等の活用>

計画作成の促進のため、作成にあたっては省力化・効率化が必要である。市町村が既に作成している津波防災関連の計画には、例えば、国土強靱化地域計画や南海トラフ地震等の特定の津波災害への対策に関する計画等があるが、これらの既存の防災関連の計画等を有効活用すれば、省力化・効率化が期待できる。

このため、推進計画の各事項について、既存計画等のどの部分が活用できるかを整理し、計画作成時の省力化・効率化のための工夫点として、ガイドラインに盛り込んでいく。

なお、計画作成済みの市町村に対し、計画作成にあたって活用した既存計画について聞き取りを行ったところ、推進計画に記載する事項のうち、例えば、

- ・基本的な方針については、地域防災計画
- ・土地の利用に関する事項については、都市計画マスタープラン
- ・事業又は事務に関する事項については、津波防災対策のための事業計画

が活用されており、これらの実例についてガイドラインの中で紹介し、横展開を図っていく。

## (2) デリバリー型サポートの立上げ

### <職員の派遣>

推進計画の作成に関心のある市町村職員に対し、検討段階状況に即して市町村が抱える課題を踏まえた寄り添った支援を行うため、職員を派遣し、作成にあたっての相談対応やアドバイスを直接行う。

### <有識者の紹介>

市町村が抱える課題に応じて、多くの観点からアドバイスが行えるよう、既作成自治体担当者、学識経験者等の有識者の紹介を行う予定。

### ＜都道府県との情報共有＞

推進計画の作成について、都道府県の協力体制を強固なものにするため、市町村の相談対応等の後には、国が実施した支援内容を当該都道府県に共有し、都道府県内市町村に周知してもらうなど、都道府県による市町村の取組の後押しを促進する。

### ＜首長等への働きかけ＞

津波浸水想定が設定されていても計画作成に至っていない市町村に対しては、関係部署と連携し、首長等に直接働きかけ（例えば、首長の集まるトップセミナーを活用した働きかけ、防災等要望の機会を捉えた働きかけ等）を行い、計画作成の必要性を喚起するとともに、計画作成の効果についての理解を深め、計画作成を促していく。また、計画の作成の必要性、デリバリー型サポートの有用性等を端的に伝えるPR資料を作成し、首長等に対する訴求を高める。

### （3）ダイレクト型情報発信の確立

国の支援の周知については、これまではホームページへの掲載のほか、都道府県経由で市町村に情報提供を行っていた。このような取組のもと、国の支援を全く知らない自治体が多数いることから、津波の影響を受ける可能性のある自治体（都道府県・市町村）に対して、国の支援策等について計画作成の検討段階に応じた、きめ細やかな情報提供を直接行っていく予定。

具体的には、2つのカテゴリーによる情報提供を想定している。

#### i) 近隣市町村との横比較ができるよう取組状況の見える化

近隣市町村における計画の作成状況、説明会開催状況、デリバリー型サポートの活動内容 等

#### ii) 計画作成の検討段階に応じた基礎情報全般

ガイドライン改定のポイント、研修開催案内・結果概要 等

これら情報の提供により、推進計画作成のきっかけ作りを行う。

## 6.2.2 警戒区域の指定に関する国の支援策

警戒区域の指定の促進に向けて、以下の新たな取組を進めることとする。また、これらの新たな取組を通じて、警戒区域の意義・効果に係る正しい認識の醸成に努めていく。

### （1）事例集の作成

平成30年3月現在、津波災害警戒区域は6府県、74市町において指定されており、事例の対象となる自治体が増えているところである。さらに、今般の政策レビューにおいて各自治体の状況を調査することにより、指定における隘路や指定済みの自治体における対応等が明らかになってきた。また、警戒区域を指定済みの市町村への調査

からは、警戒区域の指定は、市町村における警戒避難体制の整備や住民等の防災意識の向上に寄与していることが分かった。

こうした、各自治体における状況を踏まえた上で、指定済み自治体における対応や参考となる資料等をまとめ、先行事例として横展開すべく、事例集を作成していく。

## **(2) 制度の趣旨に係る周知の実施**

警戒区域の指定に際して国が行っている現行の支援策については、支援内容は8割で有効と認識されている一方、その中で、国の取組を知らない自治体が4割に及んでいた。今後は、国の取組を知らない自治体にも支援を広げるため、支援策の全国の市町村への周知の徹底が必要である。

また、地域住民や市町村担当者において警戒区域の意義について十分に理解されていない状況が浮かび上がっている。自治体においては、住民が警戒区域の指定を望まないから指定しないのではなく、警戒区域の指定を進めていくプロセスの中で指定の意義等について住民等への理解を深めていくことが重要である。

このため、説明会の開催や自治体への個別対応等を通じ、区域指定の意義等の周知を図り、市町村等において制度の認識をさらに深めていく。